

論文

大内家築山館をめぐる諸問題―施設廃絶後のあり方を中心として―

渡 辺 滋

はじめに

中世の各国守護が支配拠点とした「館」は、そもそも古代の国司館に淵源を持つ施設と考えられ、その歴史は長い。近年、各地における発掘調査の進展などに伴い、関連研究は本格化しつつある^①。ただし多くの事例では、館跡が近世都市の一角を占め、一定の役割を担い続けたにもかかわらず、廃絶後の状況に関してあまり目が向けられていない。

具体的に、本稿で検討対象とするのは周防大内家^②の拠点施設である。平安期の周防国国衙在庁として頭角を現し、中世後期までに山陰・山陽・西海道へと勢力圏を広げた大内家は、その最盛期、周防国山口（現在の山口県山口市）に拠点を置いていた。現在、北側が「築山館跡」・南側が「大内氏館跡」と呼称され継続的な発掘調査や関連研究が進んでいるが、検討の主要範囲は大内家の滅亡までの時期に置かれており、それ以降に関しては不十分である。とくに南側の「大内氏館跡」に関しては、滅亡後、大内義隆の菩提を弔うために龍福寺が設置されたことで管理主体が発生し、ある程度、安定的な状況が続いていたのに対し、北側の「築山館跡」については、実質的に空閑地のような状況で放置されたこともあって、ほとんど分析が行われていない。

こうした研究の現状を踏まえ、本稿では大内家滅亡後の「築山館跡」の状況に関して、中世後期から近代に至る時期の諸史料を収集したうえ、どのような状況を経て現在に至ったのかを確認していきたい。残念ながら関連史料は断片的であり、分析に際しては文学や民俗学といった他分野の研究成果を援用せざるをえなかった。ただし、その結果、従来の研究方法から見えてこなかった各種の情報が析出されたことは、一定の成果と考えている。

第一章 大内家統治期の築山館

第一節 「大内氏館」と「築山館」

大内氏館（南）・築山館（北）は、いずれも中世城館（城・砦・陣・屋敷・平城）のうちの屋敷（方形館）に分類される形状である（小都二〇〇五）。このうち大内氏館については、もともとあった施設の内部をほぼ転用するかたちで^③、中世末期に大内義隆の菩提寺として龍福寺が創建され^④、現在に至っている。一般に中世の鎮魂は、古代の御霊などの場合とは異なり、怨念がそれほど強くないとされる（久野二〇〇一・桜井一九七二）。この場合も、前後の時期の類例を踏まえると、大内義隆をはじめとする一連の戦乱の過程で不幸な最期を遂げた人びとを慰霊する施設と考えてもよからう。

一方、築山館跡は早い段階で大内家と縁の深い興隆寺（永上山妙見社）の管理下に置かれ、一部が畑地として開墾されるが、幕末〜近代にかけて敷地内に八坂神社・築山神社などが置かれ、現在では神社の境内地となっている（以上の経緯については別に述べる）。大内家の統治期におけるこのエリアの性格をめぐって先行研究は少なくないが、とりあえず関連史料の検討から始めたい。

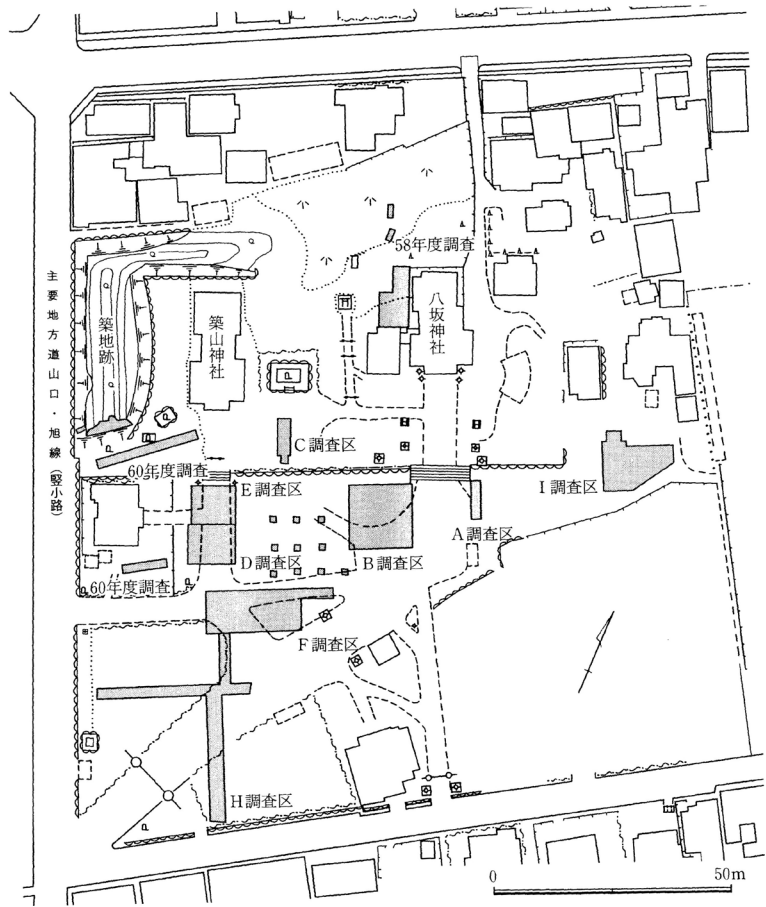
〔延徳四年（一四九二）六月 大内氏壁書 一四六〕（『中世法制史料 三』）

於「築山築地上」、祇園^⑤会其外自然之見物、被^レ加^二制止^一訖。殊御宝殿・同鎮守之辺諸人群集、剩於「石築地之上」、構^二棧敷^一事、堅固御制禁也（但、新豊院被^レ仰之時者、從^二寺家^一対^二寺奉行^一可^レ被^レ尋之。若此旨有^二違背之族^一者、可^レ被^レ処^二嚴科^一之由、所^レ被^レ仰出^一、壁書如^レ件。

延徳四年（壬子）六月 日

この史料で注目されるのは、まず「築山築地上」が、民衆に「祇園^⑤会其外自然之見物」を目的として日常的に利用されていた状況である。このエリアが一般的な武家屋敷とは異なり、外部に対して半開放状態にあった可能性を示唆する

情報といえる。大内氏館を対象としたものと思われる「密々」の殿中見物を戒める条文(大内氏壁書 一三八)とはレベルが異なる状況が想定され、「御宝殿」・「鎮守」が置かれていたと思われる築山館のうちでも、少なくとも西側のエリアは、一定の条件下において周辺住民の出入りが許容されていた可能性が高い。このほか、敷地内におかれた「御宝殿」の性格も注目される。これを大内家の「宝物の格納場所」と理解する論者もあるが(岩崎俊彦 一九九七)、神社にしか見えない施設名であり、現在の「本殿」と同義に用いられる用語である(三浦二〇一五・山田岳晴 二〇一五)。「御宝殿・同鎮守」という順序からすれば、館鎮守よりも上位の神格を祀った施設と考えられるので、この場合は「同じき(文明十九年)四月三日、亡父に 大明神号の 宣旨をくだされ侍りければ 築山の廟に奉納し侍とて」(『拾塵和歌集』卷十 雑歌下)にある「宣旨」を奉納し



図「築山現状」(『山口市史 史料編 考古・古代』)

た施設(＝築山大明神の本殿)と推定されよう^⑤。この一角を管轄する「寺奉行」とは、類似の史料に見える「当寺奉行人」(『山口市史 史料編 中世』南北朝期九七・室町期二八など)を指すと考えられる^⑥。また、その寺奉行に対して、特例処置を要請できる「新豊院」に関しては、大内政弘の関係者と想定される(三村二〇〇三・藤井二〇一四)。つまり一五世期末の段階で、築山館は宗教施設を中心とするエリアとなっていた可能性が高い(乾 一九九五)。

この「築山の廟」で祭祀されていたのが、「築山霊神」・「築山大明神」と称される大内教弘の霊である^⑦。この祭祀方式は御霊信仰に淵源を持つものだが、教弘自身は祀らないと怨霊化する程の恨みを残して死去したとは考えにくい。そのため、直接には、近世の豊国大明神・東照大権現など優れた業績を上げた死者を祀り、その威徳の余慶に与ろうとする「人神」・「政治神」祭祀(柳田 一九二六 A・宮田 一九七〇)の早い時期の実例と位置づけるべきだろう。そうした神を中心に据えた祭祀エリアというのが、大内家統治期の最終段階における築山館の機能と推定される。

ただし、以上のような段階に至るまでには紆余曲折があったらしく、現在では「築山館」という呼称の示す範囲も含め、情報は錯綜している。近年までの発掘成果も踏まえて検討した成果によれば、大筋としてはもともと屋敷地として設定されたエリアが、のちに宗教施設に移行したと考えるのが自然なようである(百田 一九九五・古賀 二〇一四・山口県教育委員会 二〇一八)。

第二節 築山大明神のその後

大内家の滅亡後、ここにあった宗教施設群は、どうなったのだろうか。先行研究では、北西部の土塁上で検出された遺構群が、その残滓ではないかとみなされている。こうした説が見え始まるのは、以下に挙げたように近世後期である。

「大内家築山館」(『防長風土注進案』山口宰判山口街五)

別に築山とて、四方百歩の地あり。氷上山の伝領にして、上堅小路の東辺なり、是ハ大内家の時の泉石ありし所なりといへり。此うちに、大内の時よりの古松あり。竹林中、石の宝殿とおほしきものあり。これ築山大明神(…)の旧



図「築山跡実測図」(山口市教育委員会編『大内氏築山館跡六』)

土塁上に築山大明神の施設があったわけでもなく、大内家滅亡後に第三者が移動(あるいは新築)した小祠の由来を説明することは困難である。通常の屋敷において、敷地の北西部には屋敷神が置かれることを踏まえれば、そちらの可能性の方がよほど高いとみるべきだろう(この点は、後述する)。あるいは『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」にみえる「築山墓所の祭日」という表現からすると、特定の祭日を定められた「墓所」の可能性も想定できるので、地域住民が大内義隆を悼んで自発的に置いた祠という可能性⁸⁾もあるが、いずれにせよ近世の地域住民にとって特段の所縁も感じられない築山大明神(大内教弘)を祀った施設である可能性は低いように思われる⁹⁾。それでは、築山大明神は、その後どのような運命をたどったのか。これをうかがわせるのが、以下の史料である。

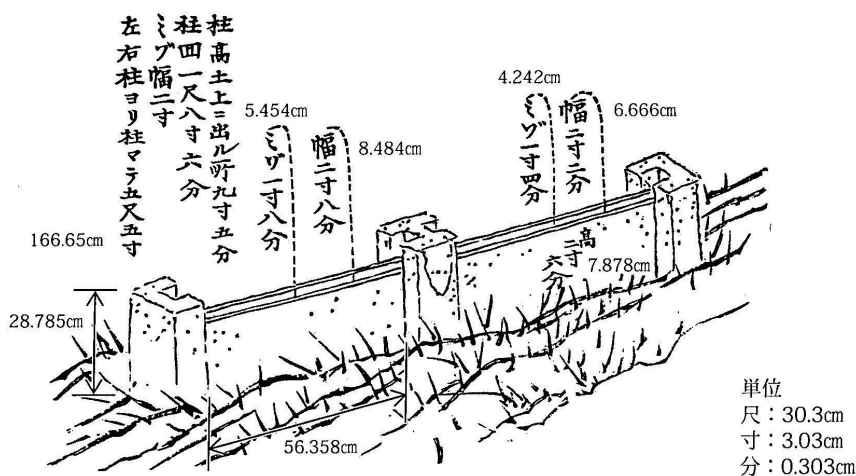
『防長寺社由来』山口宰判 今八幡宮(山口町)

一 築山社 一 社

右は築山屋敷内二往古は玉殿御座候て、八幡大宮司祭事相勤申候処ニ炎焼仕、其後は御建立不_レ被_二仰付_一候。依之、御神常栄寺鎮守の内ニ被_レ為_二込置_一候事。

近藤清石「築山大明神(世家八教弘)」(『大内氏実録』マツノ書店、一九七四年) 旧址今の築山神社の西側の築地上にありて、南面に幅五寸許の葛石を敷き、これに方四寸九分許の石柱六本を立つ。三本は折れ、一本は前面闕損、全きもの二本あり。長二尺一寸六分許、柱より柱の間の長二尺二寸五分にて、柱の向ひ合たる方及び葛石に榑ありて、これに厚き二寸六分五厘、幅一尺二寸一分の石の板を入れる。其石板の上面に榑あり、凹字型をなす。おもふに、この上に石の板一枚を入れて其下面凸字型をなし、これにくひ合ひしが失せたるなるべし。なにの為にしたるものか考ふべからず。(『山口県風土誌七』にも、ほぼ同文あり)

以上のような諸説を踏まえ、近年の発掘調査報告書でも、土塁上で確認された石祠の遺構を築山大明神の跡と認定している(佐藤力 二〇一二年)。しかし現実には、この遺構を「築山大明神」と見なす根拠はとくになく、『防長風土注進案』も噂話を紹介しているに過ぎない。そもそも、もともと北西部の



図「石祠跡」(山口市教育委員会編『大内氏築山館跡六』原図は『山口名勝旧跡図誌』)

但、八幡の大宮司、三社（※今八幡・春日社・築山社）の大宮司にて御証文御座候事。

これによれば、近世後期の段階で常栄寺の鎮守の一つとして配祀されていた「築山社」は、もともと築山館跡に社殿があったのが、火事で社殿を失い、常栄寺内で祭祀されるようになったという経緯が窺える。ちなみに、現在、築山館跡に建つ築山神社（かつての築山大明神とは無関係）の前に立つ鳥居は、もともと常栄寺の築山社の前に立てられていたものである（河野通毅 一九五八）。両神社の間には直接の継承関係はないので、誤解に基づく移築ではあるが、これこそが近世の築山大明神の遺跡と考えてよからう。さらにいえば、この鳥居が現位置に建っているということは、鳥居の移建に際して常栄寺に所在した小祠の神霊が現築山神社の社殿に移転された可能性がある。もしそうだとすれば、ひよんな形で（誰にも気づかれないことなく）築山大明神の神霊は、この敷地内に戻ってきていたことになる。ただし、いずれにせよ現在の築山神社に大内教弘は祀られておらず、その祭祀は途絶えてしまっている。

第三節 屋敷神と鎮守

以上、本章では、大内家統治期に築山館で祀られていた神について検討してきた。これに関連して、最後に言及しておきたいのは、屋敷神と鎮守の関係である。一般に中世史料に見える「鎮守」とは、村・荘園など組織内で共有される神のことが多い。近世以降は混同されることも多いとはいえ、本来、特定の家族だけが祀る屋敷神と、もう少し広い範囲で共有される鎮守は異なるという指摘（直江 一九六六A）をふまえても、区別すべき存在と考えられる。

以上の前提を踏まえて、先に挙げた「延徳四年（一四九二）六月 禁制」（『中世法制史料集』三）の「一、於築山築地之上、祇園会其外自然之見物、被_レ加_二制止_一。詔。殊御宝殿・同鎮守之辺諸人群集、剩於石築地之上「構_二棧敷_一」事、堅固御制禁也」という記載をもう一度見てみる。ここで注目されるのは、「宝殿」（大内教弘の先祖神）と「鎮守」を、異なる存在としている点である。以下に挙げる史料を踏まえても、先祖神と鎮守は別の神格だったと考えられる。「永正十七年（一五二〇）閏六月下旬 高嶺大神宮御鎮座伝記」（『山口市史 史料編 中世』三七五・山口大神宮文書）¹⁰

一、就_二神明御勧請_一之末社として、殿中うしろすみの鎮守（天照大神・

八幡大菩薩・春日大明神・妙見大菩薩・巖嶋大明神・祇園牛頭天王・神功皇后宮・天満天神・玉津嶋大明神・住吉大明神・御霊宮）・已上十一社、并今少路殿御庭の貴船大明神、次堅少路今御新殿御屋敷鎮守（諏訪大明神・弁才天）・已上三社等事、同廿六日御敷地に至て移シ被_レ申之。廿九日御遷宮以後、二頭大夫銘々祝言を敬白畢。

そして、後者の史料に見える「鎮守」のあり方からは、いくつかの示唆が得られる。一つは、設置位置が丑寅（北東）であることで、これは一般的な屋敷神の設置位置とは異なっている。もう一つ、「殿中」（いわゆる大内氏館のこと）で一柱、「今御新殿」で二柱の鎮守神を祀っている状況を見る限り、一般的な屋敷神とは異なる機能の神と考える必要がある。そもそも屋敷神が別の施設に移転する（＝屋敷神が消滅する）という状況は想定しづらいことも踏まえると、ここである「鎮守」が屋敷神とは異なる存在であることは明らかである。

おそらく永正一七年以降も、旧来の屋敷神は屋敷の敷地内に残り続け、大内家の滅亡を迎えた可能性が高い。その残滓が後述する様々な怪異という形を取って、周辺住民に作用し続けていたとも考えられる。なお大内家の屋敷神が、具体的にどんな神だったのかを物語る史料は現存しないが、一般に屋敷神として祀られるのは（一）開発先祖や遠祖、（二）家代々の祖霊の二種類に区分できるとされる（直江 一九六六B）ことを踏まえると、単純に妙見神と考えてよいかもしれない。そもそも、さきの「鎮守」に関する史料をはじめ、大内家が山口市街地内に妙見神を祀った神社を設置してないことそれ自体が、自邸のなかで厳重に祭祀していた可能性を物語っている。

第二章 近世の築山館跡

第一節 築山館跡と興隆寺

大内家の滅亡後、龍福寺となった南側のエリアに対し、北側のエリアは毛利家の直轄地となっていたらしい。それが一七世紀後半以降は、興隆寺の所有地となる。興隆寺の所有に帰した事情を物語るのが、以下の史料である。

「寛文六年（一六六六）十一月二十日 毛利家臣連署奉書」（御園生翁甫編「水上山興隆寺文書」二五五（『防長史学』付録））

水上山、往古以来、山王鎮座有之。

殿様就_二江戸御誕生_一、山王御氏神之儀者。因_レ茲水上山山王江、築山境内高

式拾石四斗八升四合之地、被_レ成_二御寄附_一候間、全可_レ有_二神領_一之旨候。恐々謹言。

寛文六十一廿日

繁沢次郎兵衛(以下略)

ここには、氷上山(興隆寺)の鎮守山王社に、築山館跡が寄進された経緯が記されている。この文書に見える寄進の背景に関して、「毛利家が世継ぎが誕生し山王社を整備する必要が生じたことによる」(佐藤力 二〇二四)という見解もあるが、この年に誕生した毛利綱広の子は正室との間に生まれた三女徳姫寛文六年三(六月)のみで、彼女は生後三ヶ月で夭折している(時山一九三二)。

綱広は江戸桜田門外の長州藩上屋敷で誕生したことから、当地の日枝神社(山王社)を産土神としていた(近藤清石『山口県風土誌』吉敷郡大内村氷上山神社)。その関係から、氷上山の山王社を信仰していたようで、以下の史料に見えるように、長男吉就の誕生の際も氷上山山王社^⑪に寄進を行っている。先の文書の場合も、寛文六年十一月の寄進そのものは、直前における三女の夭折と関連する可能性は否定できないが、この時期、綱広に世継が誕生したという事実は確認できないので、「殿様就_二江戸御誕生_一、山王御氏神」というのは、綱広自身の産土神が決まった経緯を説明した文面と理解すべきであろう。

以下の史料にみえる「泰巖院様依_二御信仰_一、寛文八戊申歳、御再興被_二仰付_一候事」というのも、おそらく同時期に綱広の個人的な信仰心から氷上山山王社の整備が進んだ状況を記したものだ



山王社跡地 (興隆寺)

ろう。

「氷上山由緒書」(『防長寺社由来』山口宰判御堀村興隆寺)

一、山王社

往古より有_レ之。建立の年数、不_レ知候。泰巖院様依_二御信仰_一、寛文八戊申歳、御再興被_二仰付_一候事。

築山館跡は、こうして興隆寺(吉敷郡御堀村)の所有となり、町方(町奉行)の管轄から離れた。たとえば「明和二年(一七六五)七月九日 覚(山口)築山境内東側の倒松採用の事」(『山口市史史料編 近世二』山内宰判控三〇)において、「自然と中味くさり倒たる」松をめぐって、町奉行ではなく「寺社山境内倒木の儀付而ハ、手堅御作法も有之事候」として郡奉行に届けを提出しているのも、そのためである。

ところで寛文六年の寄進状では、書類上の石高こそ設定されているが、当時の築山館跡は、どうやら廃墟のような状況で、耕作できる土地は多くなかったらしい。以下に挙げた史料によると、天明二(一七八二)・三年頃まで四方竹藪という状態で^⑫、この頃になってようやく氷上山真光院の判断で東半分の竹を切り払ったり、大内家時代から残る池泉を埋め立てたりするなど、本格的な土地利用をはじめたことが確認できる。

『大内家古実類書』二二「築山之事」

「四方竹藪之事」

一、築山ハ四方竹藪(ニ而)有之候処、天明二・三年之比、野田町之側、今八幡之方之側、右両側ハ皆竹藪を切払申候。天花之方之側ハ、半分計切除也。氷上山真光院恵海僧正(恵海ハ上宇野令二ツ堂村ノ領主河村左内家より出)之代也。

一、右竹藪を開候時之土ヲ以、築山往古之池など之体之残候処へ持入候て、池を平地之如きの畠ニ仕候。右土持不_レ仕内ハ、五月雨之時分者、水を堪へ候。其時ハ、池之体に見候事。

一八世期後半に築山館跡の開墾が本格化した背景には、この頃、長州藩内で生じた意識の変化があった。近世前期の段階では保護の対象とされていたはずの「古跡の森林」が、明和元(一七六四)年の段階では、藩庁レベルにおいて伐採の対象として有効に資源化することを認める変化が生じたのである(徳丸二〇〇二)。こうした現象をさらに広い視野から見ると、各地域における地誌



図「幕末山口市街図」(山口県文書館)

編纂などが契機として、歴史意識の切り替わりが生じていることも関連づけて理解できるかもしれない¹³⁾。長州藩の場合、『防長寺社由来』(山口宰判の管轄地域では享保年間(一八世紀前半)から資料集めが始まる)・『防長風土注進案』(少し遅れて編纂が始まる)などの編纂によって、過去の出来事を宗教的な観点からではなく、相対化された事実の集合体として理解する素地が養われてくる。そうした変化のなかで、大内家をめぐる一連の出来事を、周辺住民が歴史的な観点に基づいて再構成し始めた結果、手つかずの空閑地だった築山館跡にも、遅まきながら開発の手が加えられ始めたのではなかろうか。こうした変化を背景に、従来は書類上の表高にすぎなかった「式拾石四斗八升四合」¹⁴⁾という数値を目標として、築山館跡の開墾が始まったと考えられる。

ただしこの時期に至っても、別述するように、北西の一角には開墾の手が加えられなかったことは注目すべき現象である。幕末・明治初期の景観を描いた「幕末山口市街図」(山口県文書館・県庁伝来旧藩記録袋入絵図一七八)では、萩往還(山口街の大動脈)に面した一等地のなかで唯一、このエリアは人の手が入っていないことを意味する灰色が塗られており、「築山/地方分」と注記されている¹⁵⁾。

なお以下の史料によれば、東半分の開発済みエリアについては、基本的に土地を「下作」(小作)に出して、「地料」を受け取る方式で収入を確保していたらしい¹⁶⁾。

『大内家古実類書』二二「築山之事」¹⁷⁾

「築山畝石之事」

築山屋形旧跡、畝石吉敷郡上宇野令天花村名寄帳二云。壱町五反壱畝、高式十石四斗八升也。分限帳二ハ、式拾石四斗八升四合、築山山王領と有之。氷上山真光院ノ領務也。

○築山の旧領、境内八拾間四方なるよし、文政十三年(注：一八三〇)寅ノ二月廿九日、同所田屋敷の某より聞之。当時、畠地凡壱町計、地料残六百目歟。壱畝 上畠地六匁、中五匁五分、下五匁尔して、下作仕候よし。

「築山旧跡之境内」

八拾間四面

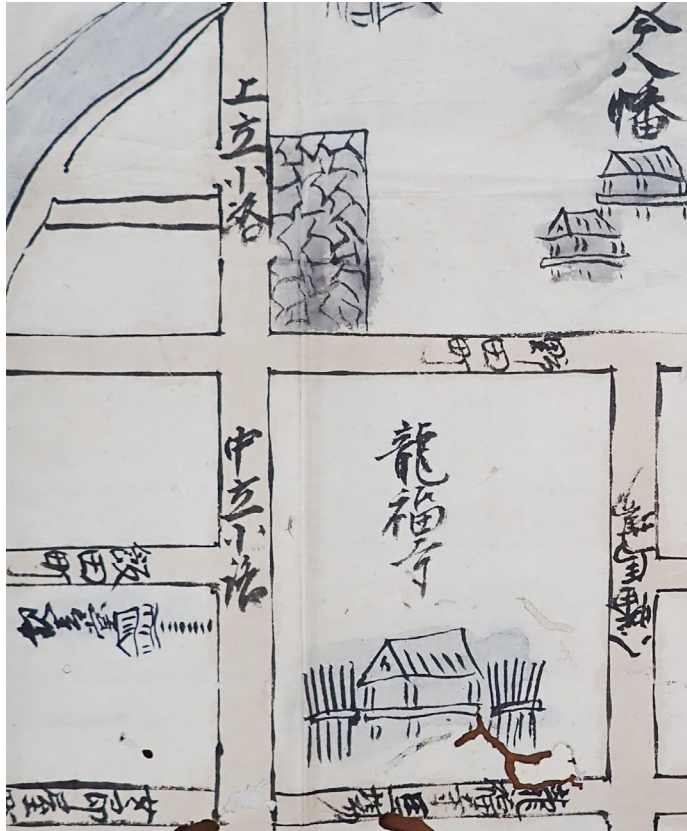
畝(二)シテ式町壱反三畝十歩

坪(二)シテ六千四百坪

右八拾間といふハ、古老の伝えに聞けり。

実際、「名寄帳」(耕作者単位で一筆ごとの耕地の所在地・種類・反別・石高をまとめた帳簿)を見ると、たとえば「安政五年(一八五八)三月上宇野令田畠当御物成春定名寄帳」(山口県文書館一般郷土史料二二四)には、「築山」・「築山角」・「つき山」などとして細分化された多数の畑地の面積が記載されており、一筆毎に周辺住民に貸し出して耕作させていた実態が確認できる。

なお「築山畝石之事」(前掲)で「田屋敷」と称されるのは、以下の史料に見える「田屋番固屋」のことである。つまり興隆寺は、この一帯の管理のためにわざわざ住み込みの管理人を配置する体制で管理しているのである(この管理人については、別に述べる)。



図「山口市街古図」(山口県文書館)

「高橋有武(多賀社大宮司)日記」文政六年(一八二三)十一月一日条

此度家ハ永上山ニ買得ニ而、築山之内之田屋番固屋建替へ申候代四百八十目と申事。十一月十七日より解キ初、十八日迄二解、築山へ持運申候。

ところで、築山館跡の西半分を、視覚的にも特殊なエリアとして際立たせていたのが、北西部に残る大内家時代の土塁であった。現在も北西部の一部に残る土塁は、もともと石垣が表面を覆っていた。このことは「延徳四年(一四九二)六月大内氏壁書」に「築山築地」・「石築地」などの表現が見えるところからも明らかだが、石垣の本来の範囲は定かでない。後述するように、表面の石垣は幕末に剥がされて現存しないが、土塁の規模は現状でも南北方向に五〇m、東西方向に四〇mの幅で残っており、高さも三mに達する。表面からは、裏込の栗石も検出されるなど、かつて全面を石垣が覆っていたことが確認できる⁽¹⁸⁾。この石垣は、以下の史料によれば、かつて三谷村(現在の山口市徳地三谷)の百姓たちが築いたものと伝承されている。

『大内家古実類書』二二「築山之事」大石垣之事

文化五(辰ノ)社記ニ云、

一、山口築山ノ大石垣を徳地三谷村之百姓築けりと、彼所之申伝なり。三谷村ノ地福院、近所之者也。地福院は山口瑠璃光寺ノ末寺也。山口より三谷え六里計、三谷と申所は藤木村近所と、平佐氏語りおきけり。

これら土塁・石垣が本来どの範囲まで及んでいたのかは定かでないが、近世の「山口市街古図」(十七世紀末)では西面のみに石垣が描かれており、「幕末山口市街図」(文久三年(一八六三)以降)によっても、土塁で囲われているとおぼしきエリアは西面全体と北面の一部のみである。近世には、北面の土塁は一部のみになっていた可能性が高い⁽¹⁹⁾。

さらにこの後、文久三(一八六三)～四年頃に行われた山口城の築城に際し、造成を急いだ長州藩では、築山館跡の築地を覆っていた石垣を取り外して、東稜堡(現在の県庁裏の竹林から洞春寺門前にかけての地域)の造成に転用した⁽²⁰⁾。そのため、現状では裸になった土塁のみが、往時と比べて一回り小さな姿を曝している。

この石垣(現在の土塁)が奇妙な形で部分的に保存され続けた要因としては、後述する怪異との関連が想定されるのだが、いずれにせよ近世において築山館跡の特異性を視覚的にも際立たせる装置として機能していたことは間違いない。天明年間の開墾がこのエリアを避けて行われていることや、興隆寺が配置した管理人が各種の慰霊祭の実施を



北西部の土塁

担っていたらしいことなどを踏まえても、なかなか扱いにくいエリアだったと想像されるのである。

第二節 八坂神社の移転

さて大内家が滅びた後、この築山館跡に新たな建物が建ったのは、一九世紀に入ってからである。まず前述した管理人の番小屋が建ったのが最初だが、ついで元治元年（一八六四）にかつて大内家が山口に勧請した八坂神社の社殿が移転してくる。さらに明治三年（一八七〇）には、氷上山東照宮の社殿が移転してきて、翌年にはこれが大内義隆を祀る宝現霊社の社殿とされる。こうして現状のような一つの敷地に二社が並立する不思議な景観が現出するのだが、以下、こうなるまでの過程を確認しておこう。

まず山口に、京都から八坂神社が勧請されたのは応安二年（一三六九）のこと、長祿三年（一四五九）の段階では「香積寺門前（高嶺鎮座記に豎小路にありしとあるハ此地なり）の地」（『防長風土注進案』山口宰判上宇野令二祇園社）に社殿が置かれていた。この場所については、以下の史料にも言及がある。

『山口祇園会鷲之一巻』（『山口市史 史料編 近世二』祇園会関係史料二）

水之上古跡之儀、後川原之川上にて木町橋より未ノ方に見ゆる所也。古木之榎、数多有之て、今ハ疫神之森と云々。

『祇園会由来記』（山口市教育委員会編『鷲の舞』：『山口祇園会一巻』も同内容）
古往旧跡ハ、今ハ疫神森言也。往古、香積寺ノ旧跡ナリ。唯今ハ保寧山瑠璃光寺ノ前ニテ、所ヲハ水ノ上疫神森ト言也。木町ノ橋ヨリ未ノ方ニ見ルナリ。古木榎木、有之所ナリ。

つまり長祿三年には、豎小路と瑠璃光寺前の通りが交差する地点（現在の香山町六番地あたり）に所在したということであろう。この附近には、近年まで「祇園林」として古杉あり」（近藤清石『山口県風土誌』周防国 吉敷郡 山口町・同『山口名勝旧蹟図説』巻一もほぼ同文）とされ、「厄神」という小字も残っている²¹⁾。「香山（こうざん）」という地名自体も、「神山」を音読したものである可能性が指摘されており（高橋文雄 一九八一A）、この想定が正しいとすれば、大内家が山口に本拠地を移す以前から、この周辺は神聖な場所と見なされていた可能性もある。

この場所から、山口大神宮の敷地内へ移転したのが、永正十七年（一五二〇）であったことは、以下の棟札の記載からも確認できる。

「八坂神社（山口市）棟札」（『山口市史 史料編 大内文化』山口市、二〇〇〇年）（表）

大施主従三位行左京大夫多多良朝臣義興

奉建立山口県 祇園社

永正拾七年（庚辰）六月十三日

（裏）

工匠

大工藤原 兼用

移転の理由については、「祇園事、豎少路上に雖有御社檀、路次のほとり、まハリハ在家たるあひた、自然穢氣如何被思食之、此御敷地をも可被改之由、内々仰之処」（『高嶺大神宮御鎮座伝記』『山口県史 史料編 中世二』山口大神宮文書一）・「永正拾七庚辰歳、大内義興公御時代、豎小路在家近ク火用心不浄も交有之候とて、高嶺の麓最前の宮殿被移替」（『寛保元年（二七四二）十月一日 祇園大宮司松田兵部 覚』

『防長寺社由来』山口宰判上宇野令 祇園社）とされる。つまり豎小路沿いに町場空間が拡大していった結果、在家と宗教施設の配置に関する都市計画の見直しが必要になったことによる（山村 一九九九・中司 二〇一一）。

この後、三世紀以上の間、高嶺の東麓に置かれ続けていた八坂神社だったが、元治元年（一八六四）に再度の引越しが求められる。毛利



八坂神社

氏の山口移鎮（一八六三（四年）に伴い、現在の場所（築山館跡）へと移転させられたのである^②。その背景には、どのような要因があったのだろうか。

まずは、その立地を考えるために、近世後期の各種の絵図（たとえば「幕末山口市街図」）を見てみると、同社は高嶺山麓の山口大神宮の境内（現在、稲荷神社が立っているあたり）に描かれており、移鎮に伴う各種施設の新置のために現地から排除する必要が生じた訳ではない。こゝら辺の事情を、説明する唯一の史料を掲げておこう。

近藤清石「八坂神社」（『山口県風土誌』周防国吉敷郡町誌山口町）

応安三年山口上堅小路に創建、永正十六年大内義興卿、上宇野令村高ノ嶺の麓に移す。明治元年六月更に今の地に移転、：／元治元年旧藩主敬親卿、居館を山下に経営せらる（今の県庁）本社よりまぢかく館内を見下すを以て、四月より本社を壊ちて今の地に移し、五月六日に至り落成式を執行してこれに遷宮せしめられたり。

つまり、新たに出来上がった藩庁を「見下す」場所にあることを理由に、移転が求められたというのである。なんとも苦しい説明で、取って付けた感はない。そもそも当時の山口大神宮の境内社は数多く、藩庁を見下す位置にあったのは八坂神社だけではない。

もう一つ気になるのは、移転先が築山館跡とされた点である。大内家統治期と比べ、都市の規模が大幅に縮小していた幕末の山口では（木部二〇〇八）、主要な大通りに面した一部のエリアを除き、かなりの箇所が農地と化しており、社殿を移転できる候補地は無数に存在した。それにもかかわらず、わざわざ築山館跡に移転させた処置には、積極的な意図があったと考えざるを得ない。

唐突に神社の移転を要求してきた藩庁の意図は、どこにあったのだろうか。ここで参考になるのが、旧領主に対する近世の大名家の意識である。詳細は別に述べるが、たとえば近世の越前松平家では、代々の当主が旧領主の朝倉家を対象として、内々に鎮魂の儀礼を繰り返していた（松平一九三九）。事実関係だけを見れば、朝倉氏を滅ぼしたのは織田家であって、徳川家はその事業を補助したに過ぎない。しかし実際には、織田家ではなく徳川家の分家である越前松平家が鎮魂の責任を負う構図が発生している。つまり直接の怨敵ではないという点で、大内―陶―毛利の場合と類似の関係性が存在する点は注目される。とくにこの段階で、毛利家が内家のお膝元だった山口に拠点を移す以上、

その種の配慮が何らかの形で発生してもおかしくはない。

そこで注目されたのが、八坂神社だったと考えられる。そもそも同社の主催する御霊会は、政争などに巻き込まれ不幸な生涯を終えた政治家の冥福を祈り、その霊魂が現実社会に対して祟りを起こさないように祈ることにあった（高取一九五九・久保田一九七四・井上満郎一九七六）。あるいは近世を通じて毛利氏が山口祇園会を積極的に後援し続けてきた一つの背景には、先に見た越前松平氏の場合と類似の要因が想定できる可能性すらある。

このように考えた場合、興味深いのが、近世における山口祇園会の社会的機能である。そもそも大内家統治期において、祇園会の式次第のなかで築山館が重要な位置にあったらしいことは（山村一九九九・河内二〇一六）、「延徳四年（一四九二）六月大内氏壁書」（『中世法制史料三』）の「於築山築地上」、祇園会其外自然之見物、被_レ加_二制止_一詔。殊御宝殿・同鎮守之辺諸人群集、剩_レ於_二石築地之上_一、構_二棧敷_一事、堅固御制禁也」という記載からも確認できる。

実は、このようなあり方は、近世にも続いていた。たとえば「祇園会由来記」（山口市教育委員会一九八一所収。同書所収の「周防国山口祇園会驚之一巻」も同内容）には、「一、六月十四日惣十七山、築山にて御名代御上覧被_レ成。：／一、六月十四日御名代・町奉行・検使、此外役人、築山へ御出にて候。：／二、ある。また「祇園会関係史料」（『山口市史史料編 近世一』山口市、二〇〇八年）によれば、祇園会は築山館跡に設置された棧敷において藩主名代が車・鉦山の上覧をした後、市中に繰り出すという手順も確認できる^③。つまり祭の式次第のなかで、萩から派遣されてきた藩主名代を始めとする主だった人びとが、築山館跡に設置された棧敷から祭の始まりを承認することで、祭が開始されたことになる。さきの延徳四年に禁令が出された築山館への棧敷設置も、単にそこが車・鉦の通行路になっていたというレベルではなく、式次第全体の始点・終点に位置づけられていたからに他なるまい。

このように町の支配者が、自分の屋敷（この場合は築山館）で祭の見物を行うというあり方は、山口に独特なものではない。たとえば室町期の鎌倉における祇園会の場合も、以下のように見える。

『鎌倉年中行事』（『群書類従』巻四〇八）

一、同七日^{（六月）}

七日。稲荷・羽黒・五大堂・祇園、殿中へ光御。御車寄ノ御透二被_レ立_二神輿_一。

御神樂アリ。其後、御妻戸ヨリ御一家一人被^レ罷出^一。御幣持参。公方様ハ御妻戸之内ニテ拝シ、御申アル也。奉公中ハ御縁ニ伺公^{（定縁）}。御絹・御帷等、懸御申アル也。

一、同十四日。同前。当日、祇園会之船共参。種々舞物有之。御築地ノ上、被^レ打^二御棧敷^一。公方様・同御簾中様、御見物アル也。

この史料によれば、室町期の鎌倉祇園会では、祇園会の神輿・山車が鎌倉市中から鎌倉公方府（現在の鎌倉市浄明寺付近）に所在まで移動してきて、築地上に棧敷を作って待ち構えている鎌倉公方たちが観覧できるようにしていたことが分かる。おそらく公方は、町の支配者として祭に対する経済的な後援も行っていただろうから、そうした関係からも主催者と見なされていたためと考えられる（藤木一九九三・松尾一九九三・同一九九七）。

このような類例を踏まえると、おそらく山口祇園会の場合も、大内家統治期には代々の当主が築山館に構えた棧敷から祭の開催を宣言するような式次第があり、毛利氏の統治期にも、藩主の名代がそれを引き継ぐ形で実施していた可能性が高い。このような背景があったことも、幕末に八坂神社を移転するに当たって、築山館跡が選ばれた一因だった可能性が想定される。

第三節 築山神社（宝現霊社の移転）

現在、築山館跡の北西部に建っている築山神社は、興隆寺の境内にあった永上山東照宮の社殿²⁴を明治二年（一八六九）に移築し、その社殿を利用して片岡にあった宝現霊社の神霊を祀ったものである。現在では、本殿に宝現霊社の祭神（大内義隆をはじめ、大寧寺で最期を遂げた人びと）を²⁵、相殿に築山館跡の諸霊（市川元教）と旧東照宮の祭神（徳川家康）を祀っている。

同社の来歴については、その名称の由来も含め不明な点が多い。断片的に現存する関係史料はとくに近世前半の経緯に関して記載が混乱している。とりあえず近藤清石「築山神社」（『山口県風土誌』吉敷郡町誌山口町）によると、以下のように整理できる。まず慶長十年（一六〇五）に、毛利輝光が高橋言延に命じて多賀神社の境内に創建したのが始まりとされる。その後、年月不詳だが竜福寺境内へ移され、さらに文政十一年（一八二八）十二月に片岡へ移転する。そのうち、明治三年（一八七〇）十二月に現在地に移転する。このうち竜福寺境内に置かれていた時期は社領も没収され、実質的に廃社と同様の状況に置かれ

ており、その状況を憂えた高橋延実（多賀社社司）が運動を起こし、片岡に社領を持つ独立した神社として再建を果たしたという経緯があった²⁶。

高橋家の人物の関わりが目立つのは、彼らの先祖に当たる高橋右延が祭神の一人に含まれているからであろう。実際、「某年三月十九日毛利輝元書状」（『山口県史 史料編 中世三』山口県文書館 多賀神社文書）で「築山御神事」に言及されたり、「防長寺社由来三」山口宰判上宇野令の「多賀社／一、宝現霊社の事」では高橋家の人物が代々祭祀を司る経緯を説明し、「高橋有武（多賀社大宮司）日記」文政年間の記事にも、八月末から九月朔日にかけて宝現霊社の祭祀を行う記事が毎年見える。近世の間、同家を中心となって祭祀を取り仕切っていたことは間違いないだろう。

竜福寺に配祀されていた時期にも、高橋家の人間が祭祀に携わっていたらしいことは、「竜福寺従往古由来覚」（『防長寺社由来三』山口宰判山口町 竜福寺）のなかで、「義隆公を当寺の鎮守ニ被^レ成候。宝現霊社の神号被^二仰請^一候て、御崇敬被^レ遊候。寺内本社を立、今以て社領御付、毎年高橋数馬祭祀執行仕候て、御札守差上申候」と述べるところからも窺える。

一つ気になるのは創始時期に関する情報で、近藤清石（前掲）は多賀社（高橋家）の資料を元に毛利輝元の時期とするが、複数の史料では先代の隆元の時期とされている。たとえば「宝現霊社記録 坤」（山口県文書館 多賀社九七〇）は「宝現霊社年譜」（第五巻之内）の冒頭で、以下のように述べている。

一、慶長十年（一六〇五）（乙巳）多賀大社御社内（江）宝現霊社御建立、至文政十一年（一八二八）（戊子）式壹百廿四年、

龍福寺之説（ニハ）宝現霊社、弘治三年（丁巳）隆元公御建立。慶長年中破却之時ハ、多賀社内（ニ）有之。寛永七年（庚午）以来、当寺（ニ）有之（云々）。此説相形無之。

傍線部は、おそらく「義隆公を当寺の鎮守ニ被^レ成候」（『防長寺社由来』山口宰判山口町 竜福寺）という記載に対応する情報で、これによると竜福寺創建と同時に毛利隆元によって設置されたことになる。竜福寺の寺伝を重視する傾向にある島田智庵²⁷『築山屋形盛衰記 上』・平佐忠之ほか『大内盛衰記 坤』にも同様の記載が見えるなど、この説は比較的広い範囲に流布していたようである。同時期に複数の箇所で大内義隆を祀る行事が行われ始めてもおかしくないが、今後、関連史料を精査し、解決すべき課題の一つといえよう。



東照宮跡地（興隆寺）

さて、このようにして創始された宝現霊社は、先に述べたように近世の間は山口町中を転々としつつ、ようやく明治に入って安定した居所を確保する。ただし氷上山東照宮の社殿が築山館跡に移転し、片岡にあった宝現霊社を合祀、さらに同四年に境内にあった市川元教墓も合祀というように展開する前提には、いくつかの条件が揃う必要があった。一つは、宝現霊社（その管理主体である多賀神社）側の都合である。文政十一年（一八二八）以降、宝現霊社が片岡（いまの山口県警察体育館が立っているあたり）に社殿を構えていたことは、「幕末山口市街図」などからも確認できる。これが築山館跡に移転することになったのは、明治初年の寺社統廃合政策の一環と考えられる。

明治年間には、全国各地で何回かに分けて寺社の統廃合が行われている。山口県の場合、明治二年から前提調査が始まり、第一回目の統廃合が明治三年頃から進められた（木京 一九九八・A・同二〇一六）。当社は地元密着型の神を祀っているわけではなく、今後の維持経営をどのように進めるべきか悩みあぐねていたところに、移転してきた東照宮の社殿を利用する形で合祀に踏み切ったことになる。合祀先として、一般的な神社ではなく、東照神君（人神）の祭祀施設に目を付けたのはスムーズな合祀を進める際に名案と評価されよう⁽²⁸⁾。翌年に社殿裏の土塁上に祀られていた市川元教の霊を合祀したのも、この時期奨励されていた淫祠整理策の一環と位置づけられる。

もう一つ、社殿を提供した側（興隆寺）の都合についても、確認しておく

必要がある。同寺は、もともと多々良氏の氏神妙見神を祀る施設として創設された寺院であり、毛利家の統治期に寺勢の衰えを防ぐ目的から新たな役割を模索する過程で、東照宮（祭神…徳川家康）の勧請などを進めた⁽²⁹⁾。



築山神社

明治以降、その徳川家も没落し、折からの神仏分離・寺院統廃合⁽³⁰⁾の嵐のなかで管理しきれなくなった興隆寺はこれを手放したようで、どういう経緯からか社殿は築山跡の北西部の空き地に移転することになった。その間、複数あった同寺の院家も、火災や移転によって退転し、次第に櫛の歯が抜けたような状態になり、最終的に境内の大半は売却され学校や住宅地となってしまう（河野通毅 一九五八・高橋好夫 二〇一二）。現在、龍福寺本堂（重要文化財）となっているかつての興隆寺釈迦堂も、明治一五年（一八八二）に売却されたものである。

この時期、県などの公的機関が大内家のために積極的な動きを見せるとは考えづらいが、東照宮の社殿の移建やその後の維持費の負担を考えれば、何らかの主体・組織が現築山神社の創建に関わっていることは間違いない。版籍奉還（明治二年、一八六九）によって旧来の収入を失った宝現霊社は、そのまま廃社になってしまいう可能性も十分にあった。毛利家からの寄付はようやく明治二十年になってからのこと⁽³¹⁾、その間、周辺の町衆などが維持運営を行っていたと考えるのが自然だろう。あるいは、版籍奉還によって毛利家の威光を気にする必要がなくなった山口の町衆が、大っぴらに大内家の祭祀を行う場として屋

敷跡の空き地を選び、五キロ以上も離れた興隆寺から東照宮の社殿を解体して運搬してきたのではなからうか⁽³²⁾。もしこの想像が正しいとすれば、宝現霊社の片岡からの移転は、偶然などではなく、積極的な意図の結果ということになる。

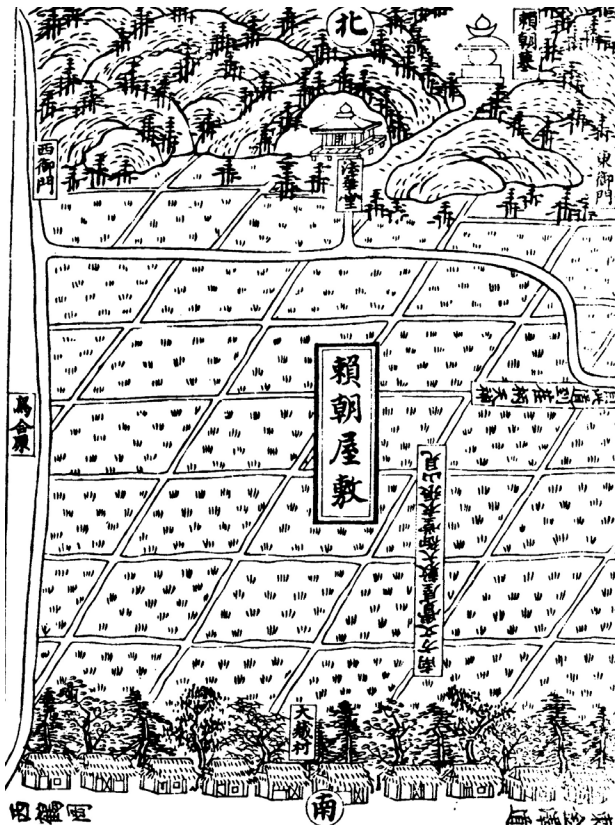
第三章 他の武家屋敷との比較

本章では、築山館跡のその後を考える際に、参考となりそうな武家の館をいくつか取り上げて、設置主体の滅亡後、施設や敷地がどのような運命を辿ったか見ておきたい。

第一節 大倉幕府跡と鎌倉公方府跡

まずは、本稿で問題とする広域政庁としての武家屋敷⁽³³⁾の元祖ともいえる鎌倉幕府の施設から、源頼朝の時代に幕府が置かれた大倉幕府跡⁽³⁴⁾をめぐる情報を確認しよう。

この施設をめぐるのは、中世後期頃から各種の随筆類に当時の様相が記録されている。参考までに、近世初期までの関連史料を、以下に掲げておこう。



図「頼朝屋敷」 (『新編鎌倉志』)

宗牧『東国紀行』(天文一四年(一五四五))

右大將家の御跡、山がつもこゝろあるにや、はたにもなさず芝しげらせ、はなち飼駒所えがほなり。

玉舟『玉舟和尚鎌倉記』(寛永一五(一六三八年)(一六四四年)頃)

頼朝屋敷 八幡ノ荏苒ノ天神トノ間、両御門(注…西御門・東御門)ノ前、皆頼朝ノ屋敷也。地下ノ百姓等アヤマツテ他ノ処ヲ教ユ。今ハ畠ノミアツテ礎モノコラズ。

『金葉纂』(万治二年(一六五九))

大蔵御所 右大將家之旧跡也。東西三町・南北二町。後代懼其為遺蹟、而無居於此地者、皆田圃也。然神祠之四方二十町之中、依□□□、此地殊是衆鳥之所群飛也。

こうした史料の記載に基くと、大倉幕府の跡地(と見なされていたエリア)は、中世後期以降の段階では空地のような状況になっていたと考えられる。

一方で鎌倉幕府の存続期間においては、幕府の場所が移転したのちも、何らかの形で土地利用が継続していた可能性も想定されている(高橋慎一郎 二〇〇三・中島 二〇一一)。そもそも「大倉」は、その地名からして、すでに平安期の段階で交通の要衝として重要な役割を担っていた地域と推定される。狭い鎌倉のなかで、そうした場所をいまだ幕府が継続している時期に放置しておくことは現実的ではなかった⁽³⁵⁾。その点、没落した大名の政治拠点の場合と単純に比較するのは避けるべきだろうが、いずれにせよ幕府滅亡後の土



図「公方屋敷」 (『鎌倉名勝図』)

地利用に余裕がある条件下において、この種の前歴を持つエリアは利用が避けられる傾向にあったことは確認できよう。

同じく鎌倉に置かれた政治拠点として、室町期の鎌倉公方府³⁶⁾の事例も注目される。この史跡をめぐって近世初期に書かれた地誌を挙げておこう。

『新編鎌倉志』（貞享二年（一六八五）巻二「公方屋敷」³⁷⁾

公方屋敷ハ浄妙寺ノ東芝野ナリ。此所、源尊氏ノ旧宅ニテ代々関東管領ノ屋敷ナリ。：「イツレノ時カ古河ノ公方御帰アラントヒ畠ニモセズ、今ニ芝野ニシテヲケリ」ト里老語レリ。：

室町幕府の圧力に抗しきれず下総国古河に拠点を移した鎌倉公方が、いつかこの地に戻ってくるかもしれないと考え、周辺住民は公方府の故地に建築物などを立てずにおいたという談話である。ここに記されているように、中世末期から近世にかけての時期、浄明寺の東側の一角が空閑地のママにされていたのは史実とみなされている（高橋慎一郎二〇〇三・阿部二〇一七・谷口二〇二〇）。発掘調査では、いまのところ明確な鎌倉府の遺構は発見されていないが³⁸⁾、少なくとも鎌倉府の跡地と見なされたエリアが、それが故に積極的な開発の対象とならなかったこと自体は間違いあるまい。

近世の鎌倉は、一種の観光都市として栄えており、現地見学を目的とした観光地図も多種多様に流布していたが、各種の名所のなかでも大蔵幕府跡（頼朝屋敷）や鎌倉公方屋敷跡は、上位を占める定番の見学場所として、地図・地誌の類で必ず掲載される人気を誇っていた（原二〇〇五・押田二〇一八）。そうした社会的あり方も、近世の段階では遺跡の保存にプラスの作用を生じさせた可能性が高い。

第二節 武田氏館

武田家は、大内家と同じく、すでに平安期には地域有力者としての活動が確認される古い勢力である。鎌倉期の御家人や室町期の守護大名などを経て、戦国期まで至っているうえ、減じた時期も近接しており、比較の対象としては格好的存在といえる。

天正十年（一五八二）、織田信長によって武田氏が攻め滅ばされた際、武田氏が拠点としていたのは築城途上の新府城と、信虎以来の古府中の躑躅ヶ崎館だった。浅野氏によって甲府城が築城されるまで、甲斐国が織田系大名・徳川

氏・豊臣系大名と複数の主体によって支配された時期、この躑躅ヶ崎館は小規模な改築を繰り返しながら断続的に利用されていたと考えられている³⁹⁾。

ここで大内家の事例と比較したいのは、武田氏が滅びて館の管理権を失った段階で、屋敷神がどのような運命をたどったかという点である。躑躅ヶ崎館の屋敷神は、武田信虎が館を創始した際、石和の館から遷座させた御崎明神である（数野一九九一・同二〇〇六）。以下に、関連史料を掲げておこう。

『甲斐国史』巻五五 神社部一（文化三（一八〇六）〜一一年の編纂）

御崎明神（御崎町）古棟札二稲荷明神二作ル。：社記云、始メ石和郷ニ鎮座。武田家代々崇敬ノ神ナリ。永正中、信虎躑躅カ崎三ノ柳ノ内ニ寢殿建立有テ移サル。其後、天正三年（※一五七五年）〈乙亥〉四月十三日再建成就セシガ、壬午ノ乱（※一五八二年）ヲ経テ上尊悉ク破壊ス。文禄中、府城起立ノ時、今ノ地ヲ賜ヒ、旧例ヲ遷シ乾位ノ守護神トセラルト云。古社地、今神領続ニ在リ。：

往時の御崎社は主郭の北西部に鎮座していたと考えられるが、一六世期末（おそらく武田氏の滅亡直後）に館外部の南西地点へ追い出されている。発掘調査によれば、西曲輪南側の榊形虎口の盛土中から、御崎社のものだった可能性のある破壊された石鳥居の破片が出土しており、この際の工事が織田系の勢力によるものと考えられることもふまえると⁴⁰⁾、館内の宗教施設（社殿や鳥居など）が「破壊」された時期は、武田氏滅亡の直後と推定される。このうち、同社は甲府城の戌亥（北西）を守護する神として新たな使命を帯びる（小島一九八九・手塚一九九二）など数奇な運命をたどっていく。

近世の躑躅ヶ崎館跡は、開発前の築山館跡と同じく、基本的に人の手が入らない閉鎖空間のような扱いを受けていた。関連史料を掲げておこう。

『甲斐国史』巻四五 古蹟部八「屋形跡（古府中村）」

中ノ曲輪、東西三十二間・南北六十六間、居館ノ跡ナリ。松樹草荊ノ間二、石面四五尺以上ナル者数枚アリ。仮山ノ迹ト見エタリ。法性大明神ノ小祠ヲ置ク。西北ノ隅一層ノ台址ハ毘沙門堂ナリト云伝フ。

この史料によれば、主郭部・西曲輪は「松樹草荊の間」・「竹林茂密セリ」といった村人も日常的には踏み込まぬ空間とされていたことが判明する。これに対して、梅翁由輪・味噌曲輪・御隠居曲輪などの周辺部は「畠トナレリ」とあり、開墾され個人所有の対象となっており、それが確認できるなど、明らかに異

なる土地利用が見られる(伊藤正彦二〇〇二)。

こうした利用実態に加え、もう一つ、主郭部が「法性大明神ノ小祠ヲ置」いて祭る空間となっている点も注目される。法性大明神の祠が石板数枚を組み合わせて成っていた点も、山口の築山館跡の土塁上に検出された石祠との類似性が見いだせる。この「法性大明神」とは、武田家が崇拝していた諏訪法性大明神に由来する呼称で、恐らく信玄の法号「法性院」を意識したもののだろう。近世の各種の絵図には、居館中心部の中曲輪に「法性院」・「法性大明神」の存在が描かれている(小島一九八九)。そしてこの祠は、現在の武田神社の前身と見なされており(乙黒二〇一八)、近世における武田信仰の核となっていた可能性が想定される。このように、旧領主の館跡に恐らく地域住民の手で小祠が設置され信仰の対象とされていた現象は、山口の築山館跡における石祠のあり方を考える際にも、興味深い現象といえる。

なお周防国山口の場合とは異なり、甲斐国の場合、同じ盆地内に甲府城が築城された際、わざわざ躑躅ヶ崎館から離れた場所が選ばれている。近世の甲府は、甲府城を中心に、躑躅ヶ崎館を含まない形で(館跡を市街地の北限に設定)城下町を形成していた(北村一九八八・手塚一九九二)。城下町が拡大傾向になる柳沢氏統治期に入ると、躑躅ヶ崎館の南側の廓の一部を下級武士の屋敷として利用する場合も生じるが(数野二〇〇五)、基本的には利用しない方針で一貫しているといつてよい。

現在の視点からすると、すでに旧支配者の館周辺に市街地が形成されているのだから、それを利用すれば(あるいは積極的に取り込めば)便利なようにも思われる。しかし、その空間に残る「土地の記憶」が人々に伝承され続ける限り、新領主にとって必ずしも使い勝手のよい土地とは言えない現実があったのだろう。中世の城や館が減んだ後、そこに新しい支配者が入ることは忌避され、村持ちになったり寺社が入る例が多いのも、おそらくそのためである(小野一九九五)。旧領主(とくに滅亡した勢力)の支配拠点を利用するくらいなら、ゼロから新しく作り出す方が統治しやすいと認識される場合が多かったのである。山口のように市街地が残存した場合でも、長州藩が築山館跡に奉行所を置いたりせず放置に任せたのは、これと同様の心性によるものだろう。

第三節 朝倉氏館

もう一つ、館を拠点としたという共通項を持つ事例を検討しておこう。天正元年(一五七三)、織田信長によって越前朝倉家が攻め滅ぼされた際、その政治拠点だった一乗谷は焼き払われ、主要な屋敷・寺社などが灰燼に帰した(「朝倉始末記」五「一乗谷中放火之事」)。その後、ほどなくして農民が住み着き、慶長三年(一五九八)ころまでに一帯はすっかり水田化した(松原一九七八・小野一九九〇)。

その農民たちが、天正四年の朝倉義景(朝倉家最後の当主)の三回忌に、かつての館跡に墓所を作ったのが⁽⁴¹⁾、松雲院という寺院の始まりとされている。近世の絵図類によると、松雲院には義景の墓と、朝倉氏の氏神である赤淵神社⁽⁴²⁾の祠が置かれていたことが確認できる⁽⁴³⁾。松雲院の性格については、朝倉氏の墓所を守るため自然発生的に興ったものが心月寺の末寺化したという説と(井上翼章「一乗谷七村」『越前国名蹟考』巻六「足羽郡下」)、もともと心月寺の末寺として成立したという説がある(松原一九七八・佐藤圭一九九九)。こうした伝承の混乱は、おそらく朝倉氏をめぐる祭祀の実態とも関わってくる問題だろう。

朝倉氏を対象とする近世の祭祀をめぐる興味深い証言を残しているのが、福井藩主だった松平春嶽(一八二八―一八九〇)である。彼は、「此後越前国を領する国主あらは、必其国主に不幸を与へ破滅すべし」という朝倉義景の遺言や、それに関連する種々の呪いを無効化するため、越前松平家の代々の当主たちが一乗谷に神社を建てて参詣したり、朝倉氏の墓を整備したりしていた実態を記している(松平一九三九)。佐賀藩鍋島家における竜造寺氏をめぐる事例と同様、近世の武家社会、大名層に御霊の人神観念があったことを示す事例と位置づけられる(高野二〇一八B)が、その過程で祭祀の実態は「秘密」とされ、神職の間では代々の領主に対してすら実態を秘するように申し継ぎがなされていたという。

そうした背景もあって、現在では詳細は確認できないが、館跡に最後の当主を祀る墓や、その氏神を祀る祠をつくり、それを守る寺院を常置するという方式自体は、大内氏館跡に採られた対応と共通する。

第四節 安土城廃城の惣見寺

なお最後に、「大内氏館」跡に創建された龍福寺の位置づけを考える際に、参考になりそうな事例として安土城（織田信長）における惣見寺に触れておきたい。

もともと惣見寺は城内に併設された宗教施設で、当初の設置目的をめぐっては史料不足もあって諸説が入り乱れている⁽⁴⁴⁾。ただし、少なくとも織田信長の死亡により安土城が廃城となって以降、この寺が豊臣・徳川といった歴代の天下人の承認を受けつつ、信長の慰霊を主目的とする施設として機能していたこと自体は間違いない（高木 一九九五・小竹森 一九九六）。

龍福寺の場合、大内家の滅亡後に直接この地域を統治することになった毛利家によって創設・維持されていた点で、安土城における惣見寺と少々異なるところもある。しかし、悲劇的な最後を迎えた大名が、かつての本拠地に慰霊を目的とした宗教施設を設置された点では共通する。また慰霊の対象となった主体が減じた要因との関係を考えて場合、織田家は豊臣家や徳川家が滅ぼしたわけではなく、近世にも子孫は複数の大名・旗本家として続いている。大内家の場合、子孫は残らなかったが、毛利家は滅亡の要因を作ったわけではなく、消極的に見捨てた程度の関係に過ぎない。そうした事例ですら、結果的に滅亡した主体の勢力を継承したことで、継続的な慰霊を請け負う社会的義務を負うことになったと考えられる。先の越前松平家の場合と同様、立場を継承した為政者にとって、旧支配者の菩提を弔う行為が社会的な義務として認識されていたことを示しているのだろう。

第四章 築山館跡をめぐる怪談

第一節 怪談（大内家統治期）

不思議なことに、同じ大内家の館跡でも、近世の間、南側は平和に治まっているのに対し、北側の築山館跡をめぐるのは多数の怪談が伝承されている。かつて宗教施設が設置されていたエリアであることから、そもそもその種の雰囲気を感じやすかった可能性もあろうが、龍福寺の存在する南側とは異なり、周辺住民から様々な意味で不安定なエリアという認識を持たれていた結果でもあろう⁽⁴⁵⁾。現在は、すでに失われた伝承ばかりのようだが⁽⁴⁶⁾、本節では各種の史料上に見える伝承を素材として、館跡をめぐる諸相を検討してみたい。

いずれの伝承も、近世に発生したものと推測されるが、ここではとりあえずストーリー上の設定年代に沿って紹介していく。まずは、大内家統治期を舞台とする伝承（二種）について。一つは、（1―A）高橋右延⁽⁴⁷⁾を主人公とする怪異である。以下の二つの史料によれば、彼は節分の夜に多賀社から八幡馬場⁽⁴⁸⁾の自宅に戻る途上、築山館の石築地の脇（つまり下堅小路の路上）で百鬼夜行に出くわしたという。その際、妖怪は、彼が所持する三池伝太光世作の刀を見て恐れをなし、退散したとされる。以下に、関連史料を掲げておこう。

「三池刀由緒書并刀之一件覚之事」（『山口市史 史料編 大内文化』工芸の伝承 武具 3）

刀一腰 無銘（式尺式寸九分／掛目式百式拾七匁）

筑後国三池伝太光世作也。大内家之重宝也。義隆卿にいたりて高橋民部丞源右延（多賀大官司にして義隆卿近習役相勤、八幡馬場二居住す）勤功によって拝領す。然所、ある節分の夜、多賀社参の帰路、築山におゐる百鬼夜行と云う化生（形鬼に似て角あり）、大なる火鉢に火をたき、右延を焼んといふ。右延、是を聞いて、此拝領の刀に手をかけ、既に抜んとせし時、ひとりの化生いふやう「此人三池の刀を帯せり、恐るへし」とて退けは、数の化生も退散す。此時、右延恙なきも、此名剣の威徳なり。

「多賀大社」（『防長風土注進案』山口宰判上宇野令三）

「大官司家に伝はれる筑後国三池伝太光世作の名劔来由」

高橋民部丞源右延、従二位家に仕へ奉公の志し厚かりしかは、大内家重代の名劔三池伝太光世作の太刀をその恩賞として右延に給ひしか。一とせ節分の夜、己か八幡の馬場の宅より多賀の社にまうてつるかへるさに、築山の石垣の下を経しか、百鬼夜行とて一角ある鬼形あまた出て大なる火爐に烈火を燃し右延を焼んといふ声あり。右延これを聞いて彼名剣の柄に手をかけすでに抜んとせしに、一の鬼形これを見て此人は三池の太刀を佩たるぞ、恐るへし、といへは鬼等みないつちともなくちりうせしとなん。

まず節分（追儺）の夜に鬼に出会ったというのは、『下学集』上時節「追儺（節分夜、於禁中殿上侍臣以三桃弓・葦矢一驅惡鬼。謂三之追儺也）」とあることと関連させれば、鬼が発生しやすい時節と見なされていたのであろう。ここで発生した怪異「百鬼夜行」についてだが、これについて『拾芥抄』諸事吉凶日は「百鬼夜行日（不レ可ニ夜行ニ）」として月ごとに忌むべき日を挙げるが、

前掲『下学集』はより明確に「百鬼夜行（節分夜行）」と述べている。

つぎに、この怪異の発生場所に関してだが、先行研究では一定の範囲を移動する徘徊型と、特定の場所にしか姿を現さない化物屋敷型に分類される⁽⁴⁹⁾。高橋右延の出くわした百鬼夜行は路上で出くわした点からすると徘徊型のようにも見えるが、活動範囲はおそらく築山館跡の周辺に限定されている。その意味では、化物屋敷型に分類可能であろう。なお近世の百鬼夜行絵を分類した成果によれば、この現象は廃墟や古木に隣接した場所で発生しやすい傾向が確認されている（佐々木高弘二〇〇九）。館跡の古木については後述するが、この手の条件が揃った築山館跡は、近世人から見て格好の百鬼夜行の発生場所と見なされた可能性が高い。

そして、その際に怪異を退ける契機となったのが、「三池伝太光世」作の日本刀である。光世は筑後国三池郡の刀工で、三池派の始祖とされる人物である⁽⁵⁰⁾。名刀のなかに、鬼にもダメージを与えられるものすらあるという考え方は⁽⁵¹⁾の一事例と位置づけられよう。

もう一つ、（1―B）近藤清石「月見松ノ址」（『山口名勝旧蹟図誌 正篇』宮川博古堂、一八九三年）には、松原隆則⁽⁵²⁾を主人公とする怪異が掲載されている。天文十五年（一五四六）九月十三日の月見の夜に、築山の大手の壁（つまり石築地）の上に山女（山姥）が姿を現し、松原隆則がその片足を切り落として退治したという筋である⁽⁵³⁾。以下に、関連史料を掲げておこう。

近藤清石「月見松ノ址」（『山口名勝旧蹟図誌 正篇』）

…この松につきて一条の物語あり、そハこの松を愛られたる大内義隆卿に太寧寺に従ひて賊軍を防ぎ、遂に骸をその地にさらし、芳名を後に流せる松原木工允隆則が、天文十五年九月十三日の月見の夜に、この築山にて妖獣を斬れることにて、其事隆則が子又太郎・藤二郎に与へし讓状の中に見えたり、左に原文を抄出すべし。（…略…）

築山館の築地の上に妖怪が現れるという筋は、高橋右延が百鬼夜行に出くわしたのと同パターンの伝承と考えられる。ただし一件を松原隆則本人が記録したとされる「天正二十年（一五五二）松原隆則讓状」（『山口県文書館松原家文書右掲史料の省略部分に揭示は、本文中で築山館の諸施設を描写する際、実際には存在しない「矢槽」「大手」などの表現を使っており、近世に作られた伝承であることは疑いない。あるいは、「月見松」と「松原隆則」という人名の

語呂合わせから、両者の関係が生じた可能性も想定できるかもしれない。

この伝承は大内義隆の自刃する五年前の出来事とされ、凶事の前兆として語られていることは明らかだが、ここでの山女（山姥）が何を象徴しているのかは判断が難しい。単に怪異が発生したことを陶晴賢の謀反の予兆ととらえる事も可能であろうが、「姥皮」「米福栗福」型の説話に見られるように、山女（山姥）には福の神としての側面もあることを踏まえると⁽⁵⁴⁾、せっかく訪れた福を自ら失ったというモチーフの可能性も否定できない。

以上、大内家統治期を舞台とする二つの怪談を紹介したが、そこで登場するいずれの側近も、のちに大寧寺で大内義隆が自刃した際、それに殉じたとされる人物という点で共通する。彼らのいずれもが、築山館の石築地に面した場所で発生した怪異を解決したという筋が語られるのは、おそらく偶然ではあるまい。

第二節 怪談（大内家滅亡後）

つぎに、大内家滅亡後を舞台とする伝承について。これは大筋では二種類に分かれるが、各要素が複雑に混ざり合って、現状で原形は分かりにくくなっている。共通するのは、築山館跡の周辺で謡曲を謡うことを禁忌とするストーリーである。ただし謡った際に生じる現象に関しては、細部で異なっている。

まず現象の発生する場所については、築地の上・古井戸・古木など諸説ある。その場に登場する怪異については、市川元教⁽⁵⁵⁾・大内義隆・白装束の武士などと様々な説があり、登場人物が乗馬している場合もある。また霊が姿を現さないまま、笛や太鼓の囃子が聞こえてくるだけの場合もある。禁忌とされる謡曲の曲目は、市川元教の場合は采女、大内義隆の場合は田村・小督とされ、それぞれもつとらしい説明が付されている。

史料毎に切り分けるには複雑に融合しすぎているので、ここでは厳密なタイプ分類はせず、まずは関連史料を列挙しておこう。

『吉田物語』附尾上「市川少輔七郎逆意之事」（『温故私記』卷十四「市川少輔七郎逆意の事」もほぼ同文）

其（※自刃の）後、山口市中の者共に少輔七郎が亡魂付候て、物に狂ひ候時「まことの少輔七郎ならば采女の山郭公と云所の手鼓の手御自慢にて候。御打候へ」とて鼓を渡し候へは、成ほど能打申したる由に候。近年は左様の儀無之

候事。

『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」

其後亡魂人を狂はしめ物怪やうの事ともあり。築山（堅小路、萩往還）往来の人、夜陰此辺にて謡を謡ひ候へは、築山石垣の上又は松の木の枝より拍子を合せけるなど云ひ伝へて、今以此地にては謡を禁し候。…世俗の申伝へには、白馬に乗り、築山の井戸に落馬して死しけると申候へども、右様には無之候。…

『山口県風土誌』周防国吉敷郡町誌山口町

温古私記に元教自刃の後、土人物ぐるひして、我は市川少輔七郎なりと云ふ。或人云ふ「少輔七郎殿ならば、采女の謡曲の山郭公と云ふ所の小鼓の手、常々御自慢にて候。御打候へ」とて小鼓をとらせけるに、なるほどよく打ける由見えたり。…（さても山口人の老人は采女・小督・田村の三謡曲はうたはぬ事にて、采女は元教に嫌ひ、小督・田村は大内義隆卿山口没落の前々日の能の謡曲にて之を忌むと云ふ）。

防長史談会「築山の怪と夜泣豊後石」（趣味の山口）

夜更けて築山館址に行くと突如軍馬の嘶き、鉄蹄の乱れ地を打つ音がして白馬に跨った白装束の大内義隆の精霊が古井戸の中から出現すると云ふ。一説に軍馬の嘶、蹄の音ではなくて、若し田村の謡をうたつて通ると笛や太鼓の囃の音がそれに和して聞へて来るとも云つて居る。

松岡利夫ほか「田村」を謡うなかれ」（松岡一九七九）

山口でも「めったにうたつてはならぬ」と禁物視されている謡がある。それは謡曲「田村」の怪と言われ、義隆が陶氏に襲撃される前夜、豊後の大友氏の使者を迎えての饗宴の能舞の曲目が「田村」であったので、大内家の滅亡後は、築山館跡近くで「田村」をうたうと、旧庭苑の名木「月見の松」の木陰の古井戸から、装束姿の武士が白馬に乗って出てくるといわれた。それ以来、山口では「田村」はうたわれなくなつてしまった。

このうち市川元教については、毛利氏への叛乱に失敗した後、どういふ訳か築山館跡に葬られたと伝承され、そのために館跡周辺で怪異を起こすようになったらしい。以下に、彼の墓に関する伝承を掲げておく。

『山口温故雜記（温故私記）』第一「神社部」

若宮神祠東向所祭、市川庄七郎殿靈社ト云。神体（口伝）。神秘古廟。築

山御所ノ西ノ角ニ東向也。

『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」

一、築山境内竹藪の中に少輔七郎の墓（みかけ石、法名無之、□俗の申伝へに少輔七郎の墓といふ）あり。…少輔七郎を此地へ葬りたるにや（書留物無之候）。…切腹の地は山口後河原町の内飯田町観音堂⁵⁶の地と、古老の申伝へも有之候。なき体を築山の地へ葬りたるや。

市川元教の墓石とされる宝篋印塔は、もともと現在の築山神社の後あたりの土塁上に置かれていたもので、基礎部分の一部も近辺から出土している⁵⁷。現在は、築山神社と八坂神社の社殿の中間地点あたりに移されている。

ところで、築山館跡が興隆寺によつて天明二（一七八二）三年頃に開拓され、その一部が農地に転換されたことは別述した。その際に置かれた管理人は、彼をめぐつて興味深い証言を残している。

『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」

畠番人作右衛門と申有、築山近辺奉加帳など仕候て上屋を建調候。先年より上屋は無之候。素より祭る杯□申事も無之候を、作右衛門（作右衛門儀は明和七年十二月、徳地舟⁵⁸□□迎まかた村と申所より山口多賀の後へ罷越、天明三年頃より築山山王領□番人に罷越候）、発氣⁵⁹にて正月廿八日、八月廿八日、春秋両度、社司を頼み祭りの式有之候事（伊勢社内若宮祭日は三月十八日□、築山墓所の祭日とは違却なり）。…

市川家代々の菩提寺、上徳地上村善福庵なり。此所市川家代々の領地にてありしといふ。故に少輔七郎の位牌も善福庵に有之候。上村庄屋役之者、寛政十年の頃、少輔七郎築山の墓所へ参詣仕候て、右廉々の儀を築山畠番の作右衛門へ物語しける段承り候砌、書留置申候事。…

長文に渡るが、まず前半では、徳地村船路出身の作右衛門という人物が天明三年（一七八三）頃に番人として住み込むようになった経緯が記されている。そして後半では、彼が発起人となつて、年二回（正月二八日・八月二八日）、市川元教の慰霊祭を始めたことが記されている。こうした経緯からは、この怪談話が当時の近隣住民にある程度の真実味を以て受け止められていたことがうかがえる。

なお注意すべきは最終段落に記された情報で、これによれば寛政十年（一七九八）に上徳地上村の庄屋が彼の元を訪れた際、市川元教の位牌は上徳

地の善福庵(市川家の菩提寺)にあると述べたという。もともと五八二〇石あった市川家の所領は、関ヶ原合戦の後、熊毛郡三輪村六〇〇石と阿武郡地福村一〇〇石に減封されたようで『萩藩閥閥録』巻一四〇「市川三右衛門」市川元栄の項)、徳地に所領があったことは確認できない。ただし寿溪総延という尼(市川経好の娘・元教の姉妹)が妙寿院(徳地八坂村)に袈裟を寄進しているので『防長風土注進案』徳地宰判八坂村)、同家と徳地の間には何らかの所以があったのだろう。この場合、民俗学という両墓制のような状態で、上徳地の庄屋は元教の参り墓が善福庵に、埋め墓が築山館跡にあると認識していたのだろう。この情報は、吉敷郡(山口)に出没する亡霊に関する噂話が、隣の佐波郡(徳地)にまで広まっていたことを示すものとしても興味深い。

第三節 市川元教と馬の墓

もう一つ、市川元教をめぐることは、馬との関連も言及される場合が少なくない。関連史料を挙げておこう。

『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」

其(注：墓脇)に少輔七郎の馬の墓など云ひて、のづら石の墓あり。：世俗の申伝へには、白馬に乗り、築山の井戸に落馬して死しけると申候へども、右様には無之候。：右様に候へば、築山の井戸へ少輔七郎落馬の事は証拠なく候。

『山口県風土誌』周防国吉敷郡町誌 山口町

元教の馬の墓と云ふもあり。按るに關雲院の墓ならん。：

前者では、元教墓の脇に自然石を積んだものがあり、世間ではこれを彼の乗馬の墓とするが、根拠はないと否定的な見解が示されている。後者では、この馬の墓と称されるものは、大内家統治期に築山館内に存在した可能性が想定される關雲院の遺址ではないかという推定が示されている。なお馬をめぐることは、「白馬に跨った白装束の大内義隆の精霊が古井戸の中から出現する」(『趣味の山口』：「古井戸から、装束姿の武士が白馬に乗って出てくる」(『山口の伝説』)など、市川元教と別の人物と結びつけられる場合も少なくないが、近世・近代の史料ではいずれも元教と結びつけられており、こちらの方が古い形態と推定できる。

さて、この築山館跡に存在した馬の墓と称されるものは、民俗学の分野で

言われる「馬塚」の一種と考えられる。古くから馬(とくに白馬)は神の乗り物として崇拝の対象となっており(磯一九二七・佐藤虎雄一九五二・同一九六九・竹内一九七四)、その象徴として設定された馬塚は信仰の対象と見なされた(柳田一九一四)。周防国内でも、死んだ馬を埋めたという伝承を持つ「馬塚」は散見され⁵⁸⁾、その種の信仰が存在したことは確認できる。こうした信仰は、古代以来の殺牛馬信仰⁵⁹⁾とも関連する可能性があり、今後の研究が期待されるが、馬塚の多くは武将や合戦との関連伝承を持っており(徳永二〇一三)、武家屋敷の跡地という条件は発生を促す格好の場所だったと考えられる。これが後になって、市川元教の墓と合体して白馬に跨がった亡霊像を生み出したのではないだろうか。

このほか、彼をめぐることは、築山館跡の松の木、あるいは榎の木との関係が述べられることもある。とくに後者は、従来は築山大明神の遺址と見なされていた土塁上の石祠を市川元教の墓と見なす言説であり、それなりに興味深い。ただし、ここで言及すると煩雑になるので、これらの木の築山館における役割に関しては、まとめて後述したい。

第四節 怪談をめぐるキーワード 謡曲

前節では、築山館跡を舞台として伝承される怪談を紹介してきたが、その中にはいくつかのキーワードが見いだせた。主なものとしては、謡曲・井戸・榎の木・松の木などが挙げられる。以下、それぞれに検討を加えていきたい。

まず「謡曲」だが、これは能楽の詞章、あるいはそれに節をつけて謡う行為(『日本国語大辞典』を指す表現である。近世に能から謡曲が分離して略式の素謡が一般化すると、庶民にまで普及した(原二〇二一)という背景もあって、「山口に行ったら謡をうたうな。防府にきたら浄瑠璃をかたるな」という言い伝えがある程、近世の山口では謡曲が盛んだった(宮本一九七四)。おそらくそういう状況を前提として、築山館跡の周辺における謡曲禁忌が発生したと考えられる。

ただし、かつて館の主だった大内家で能が好まれていたからとか、そういう想定するのは後付けの説明である。結論から言えば、おそらく当時の社会では「能」を演じる、謡う行為そのものが神との交感の一手段と見なされており、その一節を発声することが、とくに異界との接点となりうるエリア(築山館跡)

においては、軽拳と見なされたと推定される。発想としては、特定の場所・条件下で神の不興を買い被害(病・死など)を蒙る言葉・表現を「忌み言葉」(忌詞)として避ける風習と同じである。

謡曲をめぐる、特定の場所で謡う行為を禁忌とする伝承は、各地に存在する。たとえば、一般に山中では謡いは忌まれる傾向にあったし(河上一九七二)、橋や坂など交通の要衝でも、そこに坐す神の好みによって、謡うと問題が発生する謡曲や、逆に問題が解決する謡曲が存在していた(柳田一九一八・同一九六九B)。本稿で問題とする築山館跡に類似する事例として、近世城郭のなかにおいても同様に特定の謡曲を謡うことで怪異が発生するという伝承が確認されている(中根二〇二一・永島二〇二二)。いずれの事例にしても、曖昧で不安定な両義的な「もの」が出現する場所においては、謡うことが戒められる(柳田一九六九A・八木二〇〇一)という共有点が見いだせる。

こうした現象を考える際に注目すべきは、謡曲が完全に禁忌と化しているわけではなく、場合によっては謡曲が好まれる場合もあったという指摘である。神が謡曲を好む場合もある理由については解釈が分かれるが⁽⁶⁰⁾、いずれにせよ神と意思疎通をするツールとして謡曲が機能していることは明らかである。通行人が謡曲を口にすることでどのような現象が生じるにせよ、謡う→神が反応するというモチーフそのものは共通しており、謡という行為が神との接触を発生させること自体は間違いない。とくに、その種の現象が発生しやすい一部のエリアで、謡という行為を禁忌とする風習が発生したと考えるのが自然であろう。

つぎに、特定の謡曲が忌避される現象について、その理由を考えておこう。築山館跡をめぐる禁忌とされる謡曲は、采女・田村・小督の三曲で、このうち采女は市川元教と、後二者は大内義隆と結びつけて説明されることが多い。

まず「采女」だが、なかでも山郭公の部分が問題とされている。この部分は、能の詞章では「山郭公 誘い顔なるに叡慮を受けて遊樂の」とあり、曲水の宴の酔いの中に采女と天皇の契りを示すが、その幸福感は続かないまま、舞へとうつる場面である(原田二〇二四)。つまり、一時の栄華が中断する場面を描写した内容と言つてよい。そもそも、この能は、天皇の寵愛を失って身を投げて死んだ采女の霊が主人公で、最後は猿沢の池の底に姿を消していく筋である。具体的に、謀反を企んだ市川元教のかりそめの栄華を連想しているのか、かつ

ての大内家の栄華を連想しているのかは不明だが、いずれにせよ館跡に棲む神霊の不興を買う内容であることは間違いない。

ついで、「田村」・「小督」についてだが、これらは「大内義隆卿山口没落の前々日の能の謡曲」(『山口県風土誌』周防国吉敷郡町誌山口町)とされている。このうち「田村」は、武人として名声を恣にして人生を終えた人物が、自らの創建した寺の前で人生を回顧する筋である(風巻一九三八・内一九八四)。この種の話を聞かされることが、惨めな最期を遂げた大内義隆にとって堪えられない屈辱と配慮された可能性が想定されよう。

一方の「小督」は、高倉天皇の寵愛を受けた側室が、平家の権勢を憚って隠棲し、悲しみに暮れる内容である(上横手一九八五)。さきの「采女」に近い筋で、天皇の寵愛を受けるといふ至福を味わった直後、絶望に陥る状況を描いた謡の筋が、大内家の滅亡と重ね合わせられた可能性が想定されよう。

ちなみに陶晴賢率兵の直前に大内義隆が鑑賞していたのは、幸若舞の「志田・烏帽子折」(『陰徳記』巻二「義隆卿山口没落之事」・『陰徳太平記』巻一九「義隆卿築山没落之事」とする史料もある。もし、この伝承の方が史実に近いとすれば、はじめ館跡の周辺で謡そのものを遠慮する風習が生じ、のちに附会する形で上記のような具体的な説話が形成された可能性もあるかもしれない。

第五節 怪談をめぐるキーワード 榎と屋敷神

つぎに、「榎」の木をめぐる伝承について。この木をめぐる直接の怪異は発生していないが、以下のように、木の根元に市川元教の墓があるという筋で登場する。現在、山口市教育委員会が築山大明神跡と想定する石祠跡のことである⁽⁶¹⁾。

『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」

築山御所の章に、西のすみ榎木⁽⁶²⁾ 根に古廟あり。是市川庄七郎殿廟所という。屋敷の北西隅に榎を植える風習は、古くは『今昔物語集』にも見える。たとえば「冷泉院東洞院僧都殿靈語」(『今昔物語集』巻二七―四話)では、「僧都殿」と呼称される廃屋敷の「戌亥ノ角ニハ大キニ高キ榎ノ木有ケリ。彼レハ誰ソ時ニ成レバ、寝殿ノ前ヨリ赤キ単衣ノ飛テ、彼ノ戌亥ノ榎ノ木ノ方様ニ飛テ行テ、木ノ末ニナム登ケル」という出来事を記している。民俗学の分野の研究成果によれば、屋敷の北西隅に榎を植える風習は各地に残っており、その榎は神の依

り代と見なされていた(柳田 一九二六B・鈴木裳三一 一九八二・三谷 一九五六)。たとえば榎に縁切りの呪力があるとする近世の信仰は、このような榎の呪力が形骸化した結果と推測される(長沢 一九九〇・武田 一九九二)。

先に紹介した屋敷北西角に植えられた榎も、通常の場合、屋敷神の依り代として機能していた。先に挙げた説話以外にも、たとえば「東三条内神、報三僧恩」語(『今昔物語集』巻一九―三三話)では「東三条ノ戌亥ノ角ニ御スル神ノ高キ木」とあり、東三条殿(藤原北家の代表的な邸宅)の東北隅に神の依り代となる木が植わっており、それが「内神」と称されて祀られる状況が描かれている。このように施設の北西隅の場合によつては北東隅に屋敷神を祀るあり方が古代の官司・屋敷で一般に行われていたことは、先行研究で詳説されている通りで(三谷 一九五六・平川 一九九二)、その種の祠の周辺に神の依り代となる古木が植わっている状況も広く確認されている⁶³⁾。

ところで、この種の大切に祀られていた神が、もてあまされる局面も生じる。具体的にいえば、その屋敷が「潰れ屋敷」になった場合である。「潰れ屋敷」とは家が潰れ、住人がいなくなり、家屋も取り払われた屋敷のことである。家が絶え、潰れ屋敷となっても、屋敷神の祭祀は残された村人や次にその屋敷に入つた人にとって守らねばならないものとして認識されている例が多い(関沢 まゆみ「潰れ屋敷」『日本民俗大辞典』)ことは、この問題を複雑なものとしていた。この種の事例は、古くは平安期の文学作品にも見ることができ。たとえば『宇津保物語』(蔵びらき上)には、以下のように、荒廃した潰れ屋敷の戌亥(北西)隅にある蔵を守る屋敷神の話が出てくる。

この程は野中のやうにて、人の家も見えず、さる所に昔の寝殿一つ、廻りは露にて塗篋の限り見ゆ。又西北の隅に大きにかめしき蔵あり。…打ち寄せて見給へば、世になくいかめしき(鎖)かけたり。その(鎖)の上をば、金を捻りかけて封じたり。その封の結び目に故治部卿の主の御名文字エリつけたり。…年九十ばかりにて、雪を戴きたるやうなる(媼)翁這ヒに這ヒ来て「まづ此処去らせ給へ、」と泣く。「何ゾかく申ス」とて、御隨身問へば、なホ「まづ此処去らせ給へ。多くの人取り殺しつる蔵なり。…」

実例によると、屋敷が荒廃し祭祀が滞ると、おのずと不浄・不敬が生じ、その結果、周辺住民に祟りが及ぶことになる。そのため、周辺住民や旧住人の血縁者が祭祀を代行せざるを得なくなるケースもあったとされる(直江 一九六六

C)。資産を持つ家が分家する際などに、その種の屋敷を買い取った場合でも、買い取った屋敷に伝わる神を継承する義務を負うことになる。そこで場合によっては、どのような由緒を持つ神かも分からないままに祭祀を継続させる事例や、複数の屋敷神が併存する事例も生じる(直江 一九六六D・岩崎 一九六三・伊藤唯真 一九七一・森 一九九六)。

なお近世の城鎮守も、屋敷神の場合と同じく、城主の変遷と無関係に継承され続ける存在とされていた(横田 一九九三・中澤 二〇一五)。そして、その神が必ずしも常に城主を守護するわけではないことについては、姫路城の天守最上階に祀られる長壁(刑部)大明神の事例(埴岡 一九九九)が典型的に示している。こうしたあり方を踏まえても、空き城(空き屋敷)になったからといって、そこに祀られていた屋敷神を周辺住民が勝手に廃祠できるものではないことは明らかである。

大内家の拠点のうちでも龍福寺が創建された南側のエリア(いわゆる「大内氏館跡」)はともかく、同家滅亡時から実質的に放置され続けていた北側の一角は、そもそも一帯に宗教施設が配置されていた前歴も含め、ある意味、周辺住民にとって悩みの種であり続けた可能性が高い。一般に旧住人の格が高ければ高い程、そこで祀っていた神の神格も高いものと見なされたはずで、祭祀主体が消滅し祭祀が停止された状態で長期間放置された場合、怪異の発生場所と化してしまつても一向におかしくないのである。

第六節 怪談をめぐるキーワード 松

つぎに、「松」をめぐる怪異について。館跡の怪異と松の関係については、「夜陰此辺にて謡を謡ひ候へは、…松の木の枝より拍子を合せける」(『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」)をはじめ、松原隆則が月見の松のあたりで山女(山姥)を退治したとする事件(近藤清石「月見松ノ址」『山口名勝旧蹟図誌』・名木「月見の松」の木陰の古井戸から装束姿の武士が白馬に乗って出てくるという伝承(『山口の伝説』)などが紹介されている。

これらの多くに関わるのは、以下の史料で紹介される月見松(管絃の松)と称される松である。

『大内家古実類書』二二「築山之事」四方竹藪之事

一、築山二者、宝暦之末迄ハ、野田町と立小路筋之方と二大松有之。大内家



図「月見松」(『山口名勝旧蹟図誌』)

全盛之時之松也と云伝ふ。至而大木也。今之松ハ、古代之松ニ而は無レ之候事。
『山口県地理誌料』吉敷郡之城峯邸宅

月見松ともいひて名木：安政三年八月十一日、霹靂の災にかゝりて跡かたもなくなりぬ。さらに、玩古の人とも相はかりて、彼松の焼のこおれるを縁として額に作り、其面に松のさまを画かしめ、近藤芳樹に記をあつらへて、今八幡宮に奉納せり。⁽⁶⁴⁾

『大内家古実類書』では「野田町と立小路筋之方」、『山口県地理誌料』には「野田町」とあるので、石築地(現存する土塁)からはやや離れた、東側の方に立っていたと考えられる⁽⁶⁵⁾。もちろん館跡であるから、松の名木の一・二本があつても不思議ではなく⁽⁶⁶⁾、そうした場合、各種の木の中からも抜群に神が付きやすい松の特性に起因して、老松をめぐる怪異も発生しやすい(鈴木裳三一九八二)。そうした一般的なあり方だけでも、以上の怪異は十分に説明できそうだが、どうやら大内家における松へのこだわりは、他家の場合よりも強めな印象がある。

まず注目されるのは、大内家による妙見信仰⁽⁶⁷⁾と松の関係である。同家の先祖と位置づけられる琳聖太子をめぐることは、百済から渡来する際、守護星が周防国都濃郡の海岸に生えていた松の上に降臨したという伝承が伝わっている以下に、主な関連史料を掲げておこう。

「大内系図(別本)〔大内多々良譜牒〕」(『続群書類従』卷一八七)

於「周防国都濃郡鷺頭庄青柳浦」、有「大星」。留「在松樹上」、而七昼夜赫々不絶。国人咸「奇異思」也。時託「巫人」曰「異国天子来「降于日本」。為「其擁護」北辰下降」云々。因仮「其所名」曰「下松浦」。

「鷺頭山妙見縁起」(「康保式年乙丑」八月朔日 金藤与一之進)・「防長寺社由来」(徳山領河内村)

敏達天皇御宇賢称戊戌之秋、鷺頭庄豊井浜ト申所ニ、虚空ヨリ大ナル星降下。松之梢仁宿リ在シ。昼夜光ヲ放、世界仁赫々タリ。…北辰松仁下リ坐スニ依テ、下松ト申也。

後世の妙見信仰においても、松の木の上に光の球(妙見菩薩の化身)が現れたという伝説が確認されており⁽⁶⁸⁾、妙見信仰をめぐることは、松の木の登場率がかなり高い。琳聖太子ゆかりの地とされる車塚古墳(防府市)の整備を行った際、「既可被殖松」(「応永二十五年正月二十二日大内氏奉行人連署奉書案」『山口県史料編中世二』阿弥陀寺文書六四)とあるように、周辺に松を植樹したのも、こうした由来を意識した結果である可能性が想定される⁽⁶⁹⁾。

このほか、築山館には「飛松」と称される名木もあった。

「飛松記」(朝之慧鳳「竹居清事」)

太守衙内亭下有松、曰「飛松」。十一月廿三日、予齋「衙内」、請「予記」焉。輒卒作「之」。太守手「焉弗」釈、乞「改而納」不「可」。敢不「得」其本、姑存「其名件」。

これは寛正五年(一四六四)十一月に、朝之慧鳳(一四一四?)が築山館の「飛松」と称される松を題材に漢詩を作った際、大内教弘がその漢詩を返さず、漢詩そのものが今日に伝わらなくなった顛末を記している(御蘭生一九七四C・国守二〇二二)。ここで飛松についての漢詩を取り籠められた理由は、詩の内容が教弘の理解と異なるところがあったか、漢詩の内容に家外に漏れてはならない秘事が含まれていたかの、いずれかであろう。前者であれば、書き直されればよいのであるから、あるいは後者であろうか。

ところで「飛松」という表現は、松そのものがどこかへ飛んでいくケースか、松に向かって神霊のようなものが飛んでくるケースに分かれる⁽⁷⁰⁾。この場合、松が築山館に存在する以上、どこからか松が飛んできたか、この松に向かって神霊が飛んできたか、どちらかのケースと考えられる。いずれの現象にせよ、

先の伝承を前提にすれば、妙見信仰との関連性が想定される。おそらく教弘は、尊敬する客人を相手に、その種の秘事を漏らすことがあり、先の漢詩の取り違えに繋がったのではなからうか。

最後に、「月見松」(管弦松)にも触れておこう。この松の名称は、おそらく『源氏物語』の以下の場面に由来している。

『源氏物語』須磨(日本古典文学大系本)

月、いと、花やかにさし出でたるに、「今夜は十五夜なりけり」とおほし出で、殿上の御遊び恋しう、「所々、ながめ給ふらんかし」と思ひやりたまふにつけても、月のかほのみ、まぼられ給ふ。

須磨に隠居した源氏がつれづれに十五夜の観月をしていた折、殿上での管弦の遊宴を思い出す場面である^①。これは須磨に流された在原行平が各地を巡ったという伝承を念頭に書かれた場面で、現地には「月見松」の故地も残されている(北山二〇一七)。同一の松が「月見松」・「管弦松」という名称を背負っているのも、おそらく『源氏物語』の関連場面を念頭に置いたエピソードを持つ松だったからであろう。『源氏物語』と大内家は深い関係を持っており^②、充分にありうる話である。

以上のように、大内家では松をめぐる、通常の場合よりも色々とこどわった部分が目立つ。これらの松のうちの一本が、神の依り代として機能していた可能性も十分にある。そうしたイメージが後世まで伝わり、あるいは個々の松をめぐる何らかの伝承が残存した結果として、先のような松をめぐる伝承が複数発生する結果に繋がったように思われるのである。

第七節 怪談をめぐるキーワード 井戸

最後に、「井戸」について。築山館跡をめぐるのは、市川元教が「白馬に乗り、築山の井戸に落馬して死しける」(『大内家古実類書』五二「市川少輔七郎伝」)という世俗の伝承をはじめ、「夜更けて築山館址に行くと…白馬に跨った白装束の大内義隆の精霊が古井戸の中から出現する」(『趣味の山口』)・「築山館跡近くで「田村」をうたうと、旧庭苑の名木「月見の松」の木陰の古井戸から、装束姿の武士が白馬に乗って出てくる」(『山口の伝説』)など、井戸をめぐる怪異が様々に伝わっている。既に行われている部分的な発掘調査の成果によれば、少なくとも築山館跡のほうでは近代の井戸が一本見つかったにだけ、

大内期のもは確認されていない。ただし言うまでもなく、井戸が存在した可能性は高く、また近世の怪談で様々に語られている以上、少なくとも近世後期の開墾以前の段階までは残存していた可能性も高い。

さて、民俗学の分野における研究成果によると、井戸をめぐるのは二種類の信仰が確認されている。一つは、井戸神が存在し、水の供給を司るという観念で、日本古来の信仰に基づく(大島一九九九・鐘方二〇〇三)。もう一つは、あの世との通路とする観念で、こちらは中国から伝来したものと考えられる(入江二〇一三・常光二〇一九・山崎二〇二〇)。築山館跡の事例では、神霊・亡霊の出現場所として機能しているので、後者の事例と考えられる。

あの世との通路としての井戸は、現世から他界(異界)を訪れる際の通行路となったり、異界の住人が現世に出現する地点となる場合が多い。つまり市川元教・大内義隆などが、現世からの呼びかけ(謡曲)を受けて、あの世から移動してくる際、井戸のなかから姿を見せるのは、そこが出口だからである。用が済んで帰還する際も、また井戸の中へと姿を消したのである。

なお築山館跡をめぐる近世の怪談のなかに、かつて館のなかで信仰されていた神の零落した姿が垣間見える可能性もある。そうした観点から眺めると、井戸と星宿(妙見)信仰の関係が注目される。大内家が妙見菩薩を信仰していたことは有名だが、星宿信仰と井戸が深い関わりを持つことも指摘されている(佐野一九七七・中西二〇〇八・小村二〇一七)。築山をめぐる怪談で、井戸の役割が目立つ背景として、かつての大内家における井戸を重視したことの残滓である可能性も想定できるかもしれない。

おわりに

以上、大内家の滅亡後、その中心的な支配拠点がどのような運命をたどったか、あるいはそうした状況を入びとがどのように感じていたかなどについて、断片的な史料を並べて確認してきた。そこからは、近世山口の動脈ともいえる堅小路の中心区画に面した一等地であるにもかかわらず、旧来の石垣が残されるだけでなく、近世後期になるまで土地の本格利用も行われない状況が続いていた実態や、その背景が明らかになった。

南側の区画が龍福寺という大内家の菩提寺として機能するだけでなく、北側の区画も実質的には慰霊の地として、長く保存され続けていたのである。後世

の支配者(毛利氏)も、この問題を積極的には解決しようとせず、毎年のように祇園会を盛大に行う位の対策しか採っていなかった。ようやく本格的な対策(八坂神社の移転)を採るに至ったのは、幕末になって藩庁を山口に移転させる段階になってからである。

ただし周辺住民に過去の記憶を反芻させていた大内家統治期の庭石・樹木・石垣などの舞台装置は近世後期までに姿を消し、近代に入って築山神社が創設されることで、一つの完結を迎えたと考えられる。繁華街の中心域が、三〇〇年以上にわたってこのような状況に置かれていたことは、現代人の感覚からすればかなり奇異な現象といってよいが⁽⁷³⁾、このくらいのスピード感が近世人にとって無理のないやり方だったのであろう。

ところで、この問題を考える際に興味深いのが、民俗学・社会学の分野で注目されつつある「廃墟」という概念である。近年、とくに近代化以降の各種遺構を対象として、「廃墟」をめぐる議論が盛んとなりつつある。ただし、この種の議論が登場した西欧社会の場合、ジンメル『廃墟論』以降、廃墟に対して悲劇性や聖域的な雰囲気を感じることは多いが、そこで滅亡した存在の怨恨などを感じることは、余りないようである⁽⁷⁴⁾。また前近代の日本社会が「木の文化」であるという特性から、「石の文化」を前提とする廃墟論は成立しづらいという指摘もある(谷川 一九八六)。

しかし「廃墟」の定義として、明確な建築物の残存は必要条件ではなく、定義次第で議論の範囲は拡大可能と考えられ、前近代の日本社会の特質に合った新たな論点・方法論の提示が求められているのが現状といえる⁽⁷⁵⁾。きたるべき広義の「廃墟」論においては、アナール学派などから提起された「場所の記憶」という概念に基づく分析が中心的な課題となろう⁽⁷⁶⁾。そうした観点から、築山館跡を再検討できれば、さらに興味深い成果が生み出されるように思われる。大内家の築山館跡をめぐって、これまで十分な検討が成されてこなかったのは、滅びた勢力の過去の拠点をめぐって検討を加えても、とくに大きな成果は得られないという見通しによるものだろう。しかし、本稿において検討してきた多様な論点からは、それなりに実のある成果も得られたのではなからうか。今後、こうした研究スタンスもより積極的に導入することで、同時代のみを見ているとは判明し得ない諸側面を明らかにすることが期待されよう。

【注】

1) これまで小川二〇〇一をはじめ、歴史考古学・歴史地理学を含めた分野においても関連研究が行われてきた。近年では本稿で取り上げる周防国の事例のほか、内堀信雄ほか二〇〇六・石井伸夫ほか二〇一七などを中心として、発掘成果などを踏まえ諸事例が精力的に検討されている。

2) 先行研究においては、「家」と「氏」という表現をめぐって、近世・近代の先行研究に引きずられて学術用語の使用法に混乱が認められる。本稿で問題とするテーマの場合、「多々良氏」の一流に位置する「大内家」と表現するのが正しく、「大内氏」という表現は、厳密には誤りである。そのため他の論文からの引用や、固有名詞「大内氏築山館」・「大内氏壁書」などといった事例を除き、本稿のなかでは「大内家」という表現で揃える。

3) 先行研究は多数にのぼる。とりあえず古賀二〇〇六・北島二〇一一・同二〇一四を参照。

4) 創建の正確な時期・背景に関しては、高橋研二二〇〇八の指摘するように、関連史料が錯綜している。

5) 『蕉軒日録』文明十八年(一四八六)八月二十六日条にみえる「筑山^(巻)之祠」も、同様の施設を指す可能性が高い。

6) 職務内容に関しては、山田貴司二二〇〇二を参照。

7) この廟に関しては、乾一九九五・山田貴司二二〇〇八などを参照。ただし、いずれの論文も関連史料上に見える「鎮守」とこの祠を混同するなど、一部で解釈に誤りが見える。

8) 高野二〇一八Aによれば、その種の小祠が地域住民によって設置される事例は散見されるという。後述する躑躅ヶ崎館(甲斐武田氏)・一乗谷館(越前朝倉氏)などの事例も参照。また、山口の築山館跡や躑躅ヶ崎館跡の事例で、小祠が竹林のなかに建っているという構図を念頭に置くと、森林信仰の一形態という側面も想定できる。徳丸二二〇〇二・同二〇一〇などの指摘を参照。

9) ちなみに『大内家古実類書』・『山口温故雜記』など近世の言説のなかには、この石祠を市川元教の墓とする説も挙がっている(後述)点は、看過すべきでなからう。

10) この史料については、乾一九九五・真木二〇一九などを参照。

11) 氷上山に山王社が置かれたのは、興隆寺(天台宗)が、総本山延暦寺の鎮

守である山王権現(日吉大社)を自寺の鎮守として勧請したからと考えられる。

12) ここに見られる竹林に覆われた築山館跡という状況は、甲斐の武田氏館跡がそっくりの状況を呈している点で興味深い。以下に、関連史料を掲げておこう。

『裏見寒話』巻一「古府城」宝暦二年(一七五二)

此城の回りハ都て竹林なり。今御林と成りて、妄りに人の出入を禁す。

『甲斐名勝志』巻二「躑躅崎故城」天明二年(一七八二)

故城ハ今本丸斗り残れり。外出輪ハ皆田畠となれり。西の方に竹原有。

これらの史料によれば、中世後期の武家の館には竹林が存在し、管理者の滅亡後もそのまま繁茂し続けていた状況を示している。武家屋敷における竹の機能に関しては、山下孝司二〇一一を参照。

13) 日本各地におけるこのような社会変化については、羽賀一九九四を参照。

14) 天明二年(一七八二)頃の開墾で当初よりも畑地面積は拡大しているはずだが、「幕末山口市街図」にみえる築山境内の畑地面積は、合わせて一町程度。名寄帳にみえる「壹町五反^タ壹畝、高式十石四斗八升」という数値のうち、後者の石高は寛文六年(一六六六)の「築山境内高式拾石四斗八升四合」という数値と変化する。「防長寺社分限帳写」(山口県文書館 近藤清石三三五)の「真光院」項でも、「高式拾石四斗八升四合/山口築山山下地 同院」が挙げられている。当史料の成立年代は不明だが、近世後期の分限帳・無給帳とも共通する数値なので、同時期のものと推定される。おそらく最後まで、表高は変更しなかったであろう。

15) 山口県文書館からのご教示によれば、「地方」は郡奉行管轄のエリアを指す語で、町奉行の支配下になかったことを意味しているという。森下一九九九によれば、山口市中は初期には隣接する宇野令の一部として検地を受けているが、一七世紀末の貞享検地以降は山口市中として独立した検地を受けたと考えられる。幕末の段階で、町内の一等地が地方の管轄になっている状況は、このエリアの特殊性を示すものと理解すべきだろう。

16) 大内家統治期にも、たとえば「天文十九年(一五五〇)四月二十五日大内氏奉行人連署状写」(興隆寺文書 一九九)で「於^ニ当山領内」、御家人之輩、或構^ニ屋地、或相^ニ拘下作職」とあるように、興隆寺は所有地を屋敷地や田畠として貸し出し、その地料を受け取ることによって経営を安定させていた(岩

崎俊彦二〇〇五)。

17) 山口県文書館の写本により「築山跡関連史料」(『大内氏遺跡調査資料』山口市教育委員会、一九六一年)所載の本文を補訂した。

18) 古賀二〇〇一・佐藤力二〇一二AB。なお大内家の石垣構築技術は、佐藤力二〇一五によると、近世城郭の算木積みと比べると一世代古いものという。

19) 明和元年(一七六四)成立と推定(川村一九八六)される「行程記」(毛利家文庫三〇 地誌四一)一 山陽道一(一) 長門国阿武郡萩 周防国佐波郡三田尻」には、西面・北面の全体に石垣が描かれているが、以上の史料と矛盾する。

20) 転用の経緯に関しては、近藤清石『山口県地理誌料』吉敷郡之城砦邸宅・御園生一九七四Aを、山口城の堡壘については桑原二〇一一を参照。

21) 吉松二〇一七。なお徳丸二〇〇二によると、周防国内における疫神祭祀の分布地点は、西部の佐波・吉敷郡と、東部の大島郡に集中するようである。22) この移転の際、畑として利用されていた範囲を社殿移転のために整備する過程で、大内家時代の庭石などを碎いて石垣に転用したという(近藤清石「築山館」『山口県風土誌』吉敷郡 山口町)。越前朝倉氏の一乗谷の場合も、旧跡を耕地に転換する際、庭石の類は残されたまま放置されており(河原二〇〇二)、庭石などを残したまま耕作するのは珍しくなかったようである。

23) 山口祇園会の式次第の中における築山館跡の重要性については、山下聡一九九九・稲田二〇一一・吉田竜司二〇二〇などを参照。ただし吉田論文には、八坂神社の場所などをめぐって一部事実誤認がある。

24) 興隆寺境内に、寛保二年(一七四二)に建立された。詳細は山口県教育委員会一九八〇を参照。

25) 「宝現霊社御勧請以来之覚」(山口県文書館…多賀社九六九)の「慶長十年九月一日 宝現霊社并撰社十神列各之伝」に掲載される大内義隆および十名の公卿・武士が当初の祭神だろう。

26) 同社をめぐる情報は、御園生一九七四Bをふくめ、いずれも近藤の整理を孫引きするレベルに止まっており、関連史料に乏しい。

27) 烏田智庵については、影山二〇一九を参照。

28) このほか長州藩の旧主を祀る豊栄神社（明治四年）・野田神社（明治六年）の敬親の豊栄神社への合祀が発端）が近隣で生じていたことも、何らかの形で連動している可能性がある。

29) 近世において、全国各地で東照宮を勧請する現象は発生していたが、長州藩の場合、勧請した一方で、他藩とは異なり積極的な政治利用は避けていたようである。中野二〇〇八を参照。

30) 本京一九九八Bによれば、寺院整理の基準としては檀家の数が重視されており、当初から公的な補助に頼って運営されていた同寺にとっては厳しい状況が現出していたと考えられる。

31) 近藤清石「築山神社」〔山口県風土誌 吉敷郡町誌 山口町〕は、明治以降の財政状況について、以下のように述べている。

明治二年氷上山に徳川氏の霊社の古殿のありしを今の地に移し建、これに宝現霊社の祭神を遷坐せしめて社号を今の社号に改め、上に見る配祭の諸霊并に家康公の霊を合祀し、これまでの除地は延実に賜ひ、改めて社領十五石とし、宮繕修理公廩費とせられたるが、間なく藩籍奉還となりて永続保存おぼつかかなりしに、二十年に毛利元徳卿山口に下向になりて、金五百円を保存料に寄附ありければ、本社に縁古ある者はもとよりなり、さらぬも寄附しけり。杉子爵は重き縁古にて、東京より遙に金百円を寄附せられ、其翌年山口に下られければ、臨時祭を執行して始めて大内氏の旧式の歩射をせり。かくてまた其翌年、三条・二条の両公爵より金円寄附あり、其七月元徳卿、本社に祭祀料を御下賜あらん事を宮内省に請願ありけるに、辱くも金百円を下し賜はりけり。

32) こうした想像に説得力を与えるのは、他の滅亡した大名の事例である。たとえば武田家（甲斐国）の場合、及川 二〇一一の指摘するように、近世においても地域住民の武田信玄への思い入れは極めて強いものがあつた。しかし近世の間、躑躅ヶ崎館はずっと荒れるに任せた状態で放置され続けており、その跡地に武田神社が創建されるのは近代以降だった。

33) 主要な政治拠点の置かれたエリアが、後世どのように利用されたかを解明するためには、古代都城の中核部分や国府中心域を対象とした検討も不可欠である。ただし本稿でここまで扱えば議論が拡散しかねないので、別稿における検討を予定している。

34) 大倉幕府の厳密な範囲をめぐることは、近年、馬淵 二〇二〇と玉林 二〇二二の間で激しい論争が生じている。幕府の位置・範囲は「住民」・「住人」によって「しっかりと受け継がれてきた」とする馬淵と、そうした周辺情報を一旦ゼロベースにしたうえで再検討を試みる玉林との間では前提条件が異なっており、議論は水掛け論に陥っている感が強い。本稿で問題とするのは、実際の大倉御所の位置でなく後世の住民の意識上の範囲にすぎないので、ここでその詳細については論じない。

35) 秋山 二〇二二。ちなみに発掘調査の成果によれば、雪ノ下周辺の遺構は、鎌倉時代を通じて頻繁に建築物の建て替えが繰り返されており、利用を控えるような傾向は確認できない（たとえば福田 二〇一三A Bなどを参照）。一方、室町期になると浄明寺付近の鎌倉公方府の周辺に街の中心が移転し、大倉周辺では空閑地や農地が増えていた（河野真知郎 二〇〇七）。

36) 鎌倉府の所在地が必ずしも一定しなかったことは、長塚 二〇〇九・佐藤 博信 二〇一七などの指摘を参照。そのため、ここで論じるのも厳密な範囲ではない。

37) 『新編相模国風土記稿』巻一〇四村里部鎌倉郡二六（天保十二年（一八四一）成立）にも、「里老の口碑」として同様の記述がみえる。

38) たとえば斎木 二〇〇六・安藤 二〇二二などを参照。なお鎌倉市教育委員会 二〇〇五によれば、過去の調査で検出された玉砂利敷や礎石建物の存在から寺院ないしは屋敷の存在が推定されるエリアもある。

39) この間の実態については、継続的に利用され続けたとする志村 一九九七などに対し、織田家侵攻の際に蒙った被害が大きく拠点として使用できる状態ではなかったとする吉田ゆり子 二〇二二のような見解に分かれる。

40) この虎口の馬出土壘は、武田氏が用いない角馬出の形式であることから、同氏滅亡後の増築と推定されている。信藤 二〇〇〇・数野 二〇〇一・山下 孝司 二〇一八を参照。

41) 宮永一美氏（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館）のご教示によれば、朝倉義景の墓石（五輪塔の破片が現存）について、（一）天正四年、一条谷村民が義景の三回忌に立てたとする情報（山田秋甫「朝倉氏の遺趾」〔『朝倉義景』朝倉義景公遺徳顕彰会、一九三六年〕は出典（『こぼれ書』という史料）が確認できない。ただし、（二）天正四年に建てられたという伝承自体は、か

- つて五輪塔の銘文が読めていた段階に確認された情報である可能性が高いと
 のことである。この件については、国京一九九九も参照。
- 42) 赤淵神社については、佐藤圭一九九九を参照。
- 43) たとえば「一乗谷古絵図」(春日神社所蔵)によれば、松雲院の北西角に
 赤淵宮が、南東部に義景公御廟所が描かれている。このほか類似の絵図が複
 数存在することに関しては、宮永二〇二三も参照。
- 44) たとえば中井二〇二〇は、安土山自体が古代以来の聖地としての側面を
 持っていたことに注目したうえで、城郭内に寺院を併設した新規性に注目す
 る。一方、千田二〇一三は、城郭内に寺院を併設する行為は、同時期に必
 ずしも珍しくないことを指摘する。
- 45) 築山館を囲んでいた築地のうち、北辺西側と西辺北側の一部が最後まで崩
 されずに残されたのは、築地上に墓や石祠が存在し、それらが怪異の淵源と
 なっていたからである可能性が高い。
- 46) 林進一九五一によると、戦後すぐの時期には山口市内で築山館をめぐる
 怪談を知っている人は少なくなかった。ところが鷲尾一九九四によると、
 一九九〇年代には既に知る人もほとんどいなくなっていたようである。
- 47) 民部少丞。大内義隆の小座敷衆の筆頭。多賀社大宮司・今八幡宮祢宜など
 を兼ねた。天文二十年(一一五一)、松原隆則らとともに、長門国大寧寺で
 大内義隆に殉じた。履歴の詳細は、近藤清石『列伝第七 殉難』(『大内氏実録』
 を参照)。
- 48) 現在の山口市八幡馬場。高橋文雄一九八一Bによれば、今八幡宮に参詣
 するものが下馬し馬を繋いだあたりの地名という。
- 49) 田中一九九四。なお、初期の百鬼夜行の事例に関しては、崔二〇二〇も参照。
- 50) 活躍時期など詳細は不明だが、断片的な伝説については高瀬一九二〇・
 前田一九三五などを参照。佐藤寒山一九六七によれば、加賀前田家に伝わ
 る作品も霊力が籠められていることで有名だった。
- 51) こうした考え方に関しては、酒井一九九〇・鈴木彰二〇〇七などを参照。
- 52) 大内義隆の側近。履歴に関しては、この伝承を含め、近藤清石『列伝第七
 殉難』(『大内氏実録』)にまとめられている。
- 53) 『山口市史各説篇』・宮本一九七四・松岡一九七九なども、同様の伝承を
 紹介する。
- 54) 東日本に偏って分布する「米福糠福」に対して、西日本では「継子の椎拾
 い」が広く分布することは、石山一九七六を参照。たとえば山口県大島郡
 には、山姥に助けられて出世する筋の「継子の椎拾い―山姥援助・出世型」
 の伝承が伝わる(稲田浩二一九八八)。
- 55) 毛利氏による山口支配の要を担っていた市川経好の次男。天正六年
 (一五七八)三月、「逆意」(大友義鎮への内通)を企てたが鎮圧された。『萩
 藩閥閥録』巻一四〇「市川三右衛門」項に、「元教(少輔七郎)／経好雖
 為「嫡子」、依「逆意之趣」誅之。勝「而勇猛」、不「納其氣」。防州山口伊勢
 之辺二若宮八幡為「祝社」。とある。また同項には、吉川元経の甥経好が市
 川を号したことや、その子元教のことなどが記されている。また、経好の
 跡継ぎになった元教の弟元好の項には「実経好二男、為「嫡子」ともある。
 彼の叛乱については、「毛利軍の苦戦」(渡辺一九八二)のうちの「市川元
 教の背反」を参照。なお『福原家文書』上(四三三―四三五頁)にも、この
 時の活躍に係る感状類が計一通掲載されており、そこに記された断片的な
 状況を見る限り、少なくとも毛利家に対して、市川元教は関連伝承に見える
 自刃という最後ではなく、戦場で戦死したと報告されているようである。
- 56) 現在の常栄寺観音堂のことで、近世には「豎小路観音堂」と呼ばれていた。
- 57) 佐藤力二〇二二Aによると、周南市四熊岳産の角閃石安山岩製で、類例
 は山口市内に多く見られるという。
- 58) 『山口県風土誌』周防国熊毛郡八代村(現周南市八代須野河内)・同周防
 国吉敷郡大内村(現山口市大内御堀字馬塚)など。後者は「馬塚(まづか)
 古墳」(六世紀初頭の円墳もしくは前方後円墳)として近年まで存在していた。
- 59) 周防国の場合、たとえば周防国府の井戸から祭祀に用いられた牛頭骨が発
 見されている。松井章「古代・中世の村落における動物祭祀」(『動物考古学
 論』新泉社、二〇二一年、初出一九九五年)を参照。
- 60) たとえば堀田一九八〇は、山の神が謡曲を好きすぎるために禁忌となっ
 たとするが、近藤一九九一は、そうした理解を「伝承をそのまま鵜呑みに
 しすぎ」と批判する。
- 61) 『温古雑記』第七雑部に云「として引用される記事なので、『山口温古雑記』
 に掲載されている可能性があるが、いまのところ未見である。前掲の『山口
 温故雑記』第一「神社部」に見える「市川庄七郎殿霊社：築山御所ノ西ノ角

二東向也」に対応する情報とも考えられる。

62) この木は「現地には石塀に接するように目通り二五〇センチの榎の太木がある。これは成長した御神木である可能性がある」(佐藤力二〇一二A)と言及され、現存する。

63) 直江 一九六六A。佐々木勝 一九八三なども、屋外に鎮座する屋敷神の周辺に生える竹木の伐採を禁忌とする事例を多数紹介する。

64) 「近藤芳樹に記をあつらへて、今八幡宮に奉納せり」とする輪切りは近年まで同社で掲示されていたようなので、年輪年代法によって生育期間などは特定できるはずである。

65) 「大内時代山口古図」では、現在の河村写真館のあたりに描かれているが、この図の信憑性については慎重に検討する必要がある。

66) 実際、月見の松の他にも、別に述べた明和二年(一七六五)に立ち腐れて倒れた松なども、豎小路に面した側に建っていた古木と考えられる。

67) 同家による妙見(星宿)信仰に関しては、最新の成果として真木二〇一九を参照。

68) 中西二〇〇八・小村二〇二〇。こうした現象が、妙見信仰と松の直接の結びつきを示すのか、あるいは単に松が神の依り代になりやすいという一般的な認識によるのかは不明である。

69) この植樹は、民俗学でいう「ウレツキ(梢付)塔婆」＝墓に常緑樹の葉が付いたままの枝を指す風習との関連から理解することも可能である。有岡一九九三・本木二〇〇六などを参照。

70) 各地に残る飛松の伝承については、関一九五〇・高島一九七五などを参照。

71) 観月宴の際、管弦が催される場合が多かったことは、菅原一九九四・陳二〇一八などの挙げる事例からも確認できる。

72) 大内家が『源氏物語』写本や注釈書の収集に意を尽くし、相当なコレクションを形成していたことに関しては、米原一九七六・佐々木孝浩二〇一〇・尾崎二〇一九などを参照。

73) 従来の研究では、滅亡した勢力の本拠地を発掘した際に、次の時期の遺物がほとんど出土しないことを根拠として、その地域が衰亡したという結論を導く場合が少なくない。しかし山口の場合同様、かつての中核エリアの再利用を意図的に控えている可能性も推定されるので、性急な結論づけは避けるべきだろう。

べきだろう。

74) たとえば岡田一九九七の提示する古代ローマをめぐるイメージは、その典型的なものであろう。

75) 近年の木下二〇二四は、やや議論が拡散しがちだが、日本文学を中心として関連成果をまとめており、今後の議論が本格化する過程で一定の道しるべとしての役割を果たす可能性がある。

76) ピエール・ノラの「場所の記憶」という概念は、古くはアルヴァックス一九六八の提唱に淵源を持っている。

【参考文献】

- 秋山哲雄「鎌倉幕府將軍御所の記憶」(『国史館史学』二五、二〇二二年)
阿部能久「浄妙寺と鎌倉公方御所」(高橋慎一郎編『鎌倉の歴史』高志書院、二〇一七年)
有岡利幸「人の死と松」(『松と日本人』人文書院、一九九三年)
モリス・アルヴァックス「集合的記憶と空間」(『集合的記憶』行路社、一九八九年、原著一九六八年)
安藤龍馬「まとめ」(『公方屋敷跡(鎌倉市N.O. 268遺跡)発掘調査報告書―鎌倉市浄明寺四丁目288番6地点―』博通、二〇二二年)
石井伸夫・仁木宏編『守護所・戦国城下町の構造と社会―阿波国勝瑞―』(思文閣出版、二〇一七年)
石山宣昭「米福栗福小考」(『日本民俗学』一〇七、一九七六年)
磯清「馬の災と馬の怪」(岩井宏実編『民俗 馬の文化史』馬事文化財団、一九九五年、初出一九二七年)
伊藤正彦「主郭部」(『史跡武田氏館跡Ⅹ』甲府市教育委員会、二〇〇二年)
伊藤唯真「屋敷ボトケ」(『伊藤唯真著作集三 仏教民俗の研究』法蔵館、一九九五年、初出一九七一年)
稲田浩二ほか編『日本昔話通観二〇 広島・山口』(同朋社出版、一九八八年)
稲田秀雄「やまぐちの祇園祭」(伊藤幸司編『大学的やまぐちガイド』昭和堂、二〇一一年)
乾貴子「戦国期山口城下における城館と屋敷神―周防国守護所別邸『築山』について―」(『山口県地方史研究』七四、一九九五年)

- 井上満郎「御霊信仰の成立と展開―平安京都市神への視角―」（柴田実編『御霊信仰』雄山閣出版、一九八四年、初出一九七六年）
- 井上翼章「一乗谷七村」（『越前国名蹟考』巻六 足羽郡下）
- 入江英弥ほか「井戸の怪異」（小松和彦監修『日本怪異妖怪大事典』東京堂出版、二〇一三年）
- 岩崎敏夫「氏神の考察」（『岩崎敏夫著作集三 本邦小祠の研究』名著出版、二〇一九年、初出一九六三年）
- 岩崎俊彦「大内氏壁書を読む―掟書による中世社会の探究―」（大内文化探訪会、一九九七年）
- 岩崎俊彦『興隆寺文書を読む その二 氏寺の文書から大内氏歴史を探る』大内氏壁書（法令）研究会、二〇〇五年）
- 内春光「美と超越の世界―「田村」の思想的特質―」（『季刊日本思想史』二四、一九八四年）
- 内堀信雄ほか編『守護所と戦国城下町』（高志書院、二〇〇六年）
- 上横手雅敬「小督―乱世にもてあそばされた数奇の佳人―」（『平家物語の虚構と真実上』塙書房、一九八五年）
- 及川祥平「郷土の偉人の変容―山梨県における武田信玄祭祀の近世と近代―」（『偉人崇拜の民俗学』勉誠出版、二〇一七年、初二〇一一年）
- 大島曉雄「井戸」（『日本民俗大辞典上』吉川弘文館、一九九九年）
- 岡田哲史「十八世紀ローマの廃墟をめぐる覚書―ピラネージの時代―」（谷川渥編『廃墟大全』トレヴィルリブポート、一九九七年）
- 小川信「中世都市「府中」の展開」（思文閣出版、二〇〇一年）
- 尾崎千佳「大内氏の文芸」（伊藤幸司編『室町戦国日本の覇者 大内氏の世界をさぐる』勉誠出版、二〇一九年）
- 押田佳子「近世以降の『鎌倉絵図』にみる観光資源の価値継承に関する研究」（『国土地理協会 学術研究助成報告集』三、二〇一八年）
- 小竹森直子「歴史的環境」（滋賀県教育委員会編『特別史跡安土城跡発掘調査報告六―旧惣見寺境内地及び周辺地の調査―』同会、一九九六年）
- 小都隆「中世城館跡の考古学的研究」（溪水社、二〇〇五年）
- 乙黒洋「郷土の英雄 武田信玄公を祀る、武田神社の御創建及び現代までの歩みについて」（『神社本庁総合研究所紀要』二二、二〇一八年）
- 小野正敏「発掘から見た都市の盛衰」（同ほか編『よみがえる中世六 実像の戦国城下町 越前一乗谷』平凡社、一九九〇年）
- 小野正敏「中世の考古資料」（『岩波講座 日本通史 別巻三』岩波書店、一九九五年）
- 影山純夫「大内氏研究の先駆者」（伊藤幸司編『室町戦国日本の覇者 大内氏の世界をさぐる』勉誠出版、二〇一九年）
- 風巻景次郎「田村」（『謡曲』日本評論社、一九三八年）
- 数野雅彦「社寺由緒書からみた戦国城下町甲府の社寺造営」（佐藤八郎先生頌寿記念論文集刊行会編『戦国大名武田氏』名著出版、一九九一年）
- 数野雅彦「武田氏館跡の調査成果―居館から連郭式城郭への変遷を中心に―」（『網野善彦編『新府城と武田勝頼』新人物往来社、二〇〇一年）
- 数野雅彦「甲府城下町の境界領域―中世から近世に続く“場”の意識―」（飯田文弥編『中近世 甲斐の社会と文化』岩田書院、二〇〇五年）
- 数野雅彦「中世甲斐の政治情勢と守護所の変遷」（内堀信雄ほか編『守護所と戦国城下町』高志書院、二〇〇六年）
- 鐘方正樹「井戸の祭祀」（『井戸の考古学』同成社、二〇〇三年）
- 鎌倉市教育委員会文化財課「公方屋敷跡」（『鎌倉の埋蔵文化財 八』鎌倉市教育委員会、二〇〇五年）
- 河内将芳「中世の山口祇園会と京都祇園会―大内氏の在京をめぐって―」（『九州史学』一七四、二〇一六年）
- 河上一雄「言葉・歌の禁忌」（『伝統と現代』一八、一九七二年）
- 河野真知郎「中世都市鎌倉の環境―地形変化と都市化を考える―」（『鎌倉考古学の基礎的研究』高志書院、二〇一五年、初二〇〇七年）
- 河野通毅ほか「氷上山（興隆寺と妙見社）」（山口県大内村編『大内村誌』一九五八年）
- 河原純之「戦国村から戦国城下町へ」（『越前朝倉氏・一乗谷―眠りからさめた戦国の城下町―』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇〇二年（改訂）
- 川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」（『山口県地方史研究』五五、一九八六年）
- 木京陸人「明治初期における神社秩序の形成―山口県の場合―」（『山口県史研究』六、一九九八年A）

- 本京陸人「明治初期山口藩の宗教政策―寺院整理を中心に―」（『山口県地方史研究』七九、一九九八年B）
- 本京陸人「廃藩当時の宗教をめぐる状況」（『山口県史 通史編 近代』山口県、二〇一六年）
- 北島大輔「龍福寺の動向と時代区分―旧本堂跡とその前身施設の検討を中心に―」（『山口市教育委員会文化財保護課編『大内氏館跡 一二』同委員会、二〇一一年）
- 北島大輔「大内氏館の空間分節原理―測量・設計・地割技術の復元にむけて―」（『山口市教育委員会編『大内氏館跡 一五』同委員会、二〇一四年）
- 北村真一ほか「甲府における都市形成の変遷」（『日本土木史研究発表会論文集』八、一九八八年）
- 北山円正「須磨の地名と文学―「月見山」の場合―」（『神戸女子大学文学部紀要』五〇、二〇一七年）
- 木下華子ほか編『廃墟の文化史』（勉誠社、二〇二四年）
- 木部和昭「山口宰判の概況」（『山口市史 史料編 近世二』山口市、二〇〇八年）
- 国京克巳「朝倉義景廟の概要」（同編『朝倉義景廟修理工事報告書』福井市教育委員会、一九九九年）
- 国守進「五山文学」（『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年）
- 久保田収「八坂神社の敬信」（『八坂神社の研究』臨川書店、一九七四年、初出同年）
- 桑原邦彦「山口御屋形（山口城）の築造年代と縄張り」（『山口県地方史研究』一〇五、二〇一一年）
- 古賀信幸「周防国・山口の戦国期守護所」（『守護所と戦国城下町』高志書院、二〇〇六年）
- 古賀信幸「大内氏遺跡築山跡小考」（『山口考古』三四、二〇一四年）
- 古賀信幸「第一次長州征伐と山口城の破却」（藤木久志ほか編『城破りの考古学』吉川弘文館、二〇〇一年）
- 小島勇「御崎神社」（『武田神社誌』乙黒松根、一九八九年）
- 小島勇「武田法性宮」（『武田神社誌』乙黒松根、一九八九年）
- 小村純江「変遷をたどり現代に息づく妙見―埼玉県秩父地方に伝わる妙見の祭礼や行事から―」（『妙見信仰の民俗学的研究』青娥書房、二〇二〇年、初出二〇一七年）
- 小村純江「大衆文化的妙見の受容―東京都墨田区の柳嶋妙見山法性寺界隈の風俗や文化の中に伝わる様相から―」（『妙見信仰の民俗学的研究―日本の展開と現代社会―』青娥書房、二〇二〇年）
- 近藤直也「婚姻を中心とした通過儀礼を媒介とする山・里・海の世界観―その晴充史と若干の考察―」（『ケガレとしての花嫁―異界交流論序説―』創元社、一九九七年、初出一九九一年）
- 崔鵬偉「荒廃した館に現れる化物と百鬼夜行―『今昔物語集』巻二十七第三十一話を起点に―」（『多元文化』一〇、二〇二〇年）
- 斎木秀雄「公方屋敷跡 まとめ」（『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 二二』鎌倉市教育委員会、二〇〇六年）
- 酒井利信「中世における刀剣観に関する一考察―軍記物語を中心に―」（『武道学研究』二三―一、一九九〇年）
- 桜井徳太郎「怨霊から御霊へ―中世的死霊観の展開―」（『新編 霊魂観の系譜』筑摩書房、二〇一二年、初出一九七二年）
- 佐々木高弘「廃墟と幽霊・怪異世界」（『怪異の風景学』古今書院、二〇一四年、初出二〇〇九年）
- 佐々木孝浩「蔵書家大内政弘をめぐる」（『佐藤道生編『名だたる蔵書家、隠れた蔵書家』慶應義塾大学出版会、二〇一〇年）
- 佐々木勝「屋敷神の世界―民俗信仰と祖霊―」（名著出版、一九八三年）
- 佐藤寒山「前田利家と大典太光世」（『武将と名刀』人物往来社、一九六七年）
- 佐藤圭「一乗谷の宗教と信仰」（『一乗谷の宗教と信仰』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、一九九九年）
- 佐藤力「遺構と遺物」（『大内氏築山跡六』山口市教育委員会、二〇一二年A）
- 佐藤力「築地跡の調査」（『大内氏築山跡六』山口市教育委員会、二〇一二年B）
- 佐藤力ほか「総括」（『大内氏築山跡八』山口市教育委員会、二〇一四年）
- 佐藤力「遺構からみた凌雲寺跡」（『凌雲寺跡一』山口市教育委員会、二〇一五年）
- 佐藤虎雄「神馬考」（『天理大学学報』九、一九五二年）
- 佐藤虎雄「神馬の研究」（『岩井宏実編『民俗 馬の文化史』馬事文化財団、一九九五年、初出一九六九年）
- 佐藤博信「鎌倉府体制下の武蔵六浦庄の地域的展開―特に永享の乱前後を中心

- に―』(『千葉大学人文研究』四六、二〇一七年)
- 佐野賢治「星と虚空蔵信仰」(『虚空蔵菩薩信仰の研究―日本的仏教受容と仏教民俗学―』吉川弘文館、一九九六年、初出一九七七年)
- 志村憲一・佐々木満「武田氏館跡の織豊期における諸問題について」(『帝京大学山梨文化財研究所報』三〇、一九九七年)
- 信藤祐仁「武田氏館跡第31次調査」(『史跡武田氏館跡Ⅶ―第14次―第31次調査報告書―』甲府市教育委員会、二〇〇〇年)
- 菅原嘉孝「観月の宴(八月一五夜)の儀式と思想について」(『風俗』三三一、一九九四年)
- 鈴木彰「鬼丸・鬼切説の展開と『太平記』」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年)
- 鈴木裳三『日本俗信辞典 動・植物編』(角川書店、一九八二年)
- 関敬吾ほか「木の部」(柳田国男編『日本伝説名彙』日本放送出版協会、一九五〇年)
- 千田嘉博「安土城」(『信長の城』岩波書店、二〇一三年)
- 高木叙子「江戸時代の摺見寺―摺見寺由緒書の成立をめぐる―」(『滋賀県立安土城考古博物館紀要』三、一九九五年)
- 高島有三郎「松の伝承」(『松』法政大学出版局、一九七五年)
- 高瀬羽卓「三池伝太」(『刀剣と歴史』一一八、一九二〇年)
- 高取正男「御霊会の成立と初期平安京の住民」(柴田実編『御霊信仰』雄山閣出版、一九八四年、初出一九五九年)
- 高野信治「地域のなかの武士神格」(『武士神格化の研究 研究篇』吉川弘文館、二〇一八年A)
- 高野信治「武士神格の社会化」(『武士神格化の研究 研究篇』吉川弘文館、二〇一八年B)
- 高橋研一「戦国大名毛利氏の防長支配と元龜三年龍福寺」(『再興』(『山口県地方史研究』九九、二〇〇八年)
- 高橋慎一郎「鎌倉における御所の記憶と大門寺」(『中世都市の力―京・鎌倉と寺社―』高志書院、二〇一〇年、初出二〇〇三年)
- 高橋文雄「香山町」(『山口市町名覚え書』東洋図書出版、一九八一年A)
- 高橋文雄「山口町の町名由来考」(『山口市町名覚え書き』東洋図書出版、一九八一年B)
- 高橋好夫「興隆寺の概要と沿革」(『重要文化財 龍福寺本堂保存修理工事報告書』龍福寺、二〇一二年)
- 竹内利美「馬の民俗」(岩井宏実編『民俗馬の文化史』馬事文化財団、一九九五年、初出一九七四年)
- 武田正「縁切り榎伝説」(『日本「神話・伝説」総覧』新人物往来社、一九九二年)
- 田中貴子「幻視する〈都市〉」(『百鬼夜行の見える都市』新曜社、一九九四年)
- 谷川渥「廃墟」(『形象と時間―美的時間論序説―』白水社、一九八六年)
- 谷口雄太「室町期東国武家の「在鎌倉」―屋敷地・菩提寺の分析を中心に―」(『大輪龍彦研究基金研究報告』八、二〇二〇年)
- 玉林美男「大倉幕府跡」の中・近世の記事について」(『鎌倉市教育委員会文化財調査研究紀要』四、二〇二二年)
- 陳馳「平安時代における八月十五夜の観月の実態」(『歴史文化社会論講座紀要』一五、二〇一八年)
- 常光徹「他界への出入り口―井戸―」(『魔除けの民俗学―家・道具・災害の俗信―』(角川書店、二〇一九年)
- 手塚寿男「城下町甲府の形成と発展」(『甲府市史 通史編 近世』甲府市役所、一九九二年)
- 時山弥八編『増補訂正 もりのしげり』真興社、一九三二年)
- 徳永誓子「馬塚」(小松和彦監修『日本怪異妖怪大事典』東京堂出版、二〇一三年)
- 徳丸亜木「淫祀解除」と「森」(『三森神信仰』の歴史民俗学的研究』東京堂出版、二〇〇二年)
- 徳丸亜木「森」に祀られる神霊とその祭祀」(『三森神信仰』の歴史民俗学的研究』東京堂出版、二〇〇二年)
- 徳丸亜木「屋敷地や耕地の死者霊―「森神」と屋敷神にみる死者霊祭祀の伝承―」(『山口県史 民俗編』山口県、二〇一〇年)
- 直江広治「屋敷神の祭祀方式」(『屋敷神の研究―日本信仰伝承論―』吉川弘文館、一九六六年A)
- 直江広治「屋敷神の性格」(『屋敷神の研究―日本信仰伝承論―』吉川弘文館、一九六六年B)
- 直江広治「各戸屋敷神の分布と様相」(『屋敷神の研究―日本信仰伝承論―』吉

- 川弘文館、一九六六年C)
- 直江広治「島根県西石見地方の屋敷神信仰」(『屋敷神の研究―日本信仰伝承論―』吉川弘文館、一九六六年D)
- 中井均「守護・戦国大名の居城と聖地」(中澤克昭ほか『城と聖地―信仰の場の政治性―』高志書院、二〇二〇年)
- 中澤克昭「戦国・織豊期の城と聖地」(齊藤慎一編『城館と中世史料―機能論の探求―』高志書院、二〇一五年)
- 長沢利明「縁切榎―板橋区本町―」(『江戸東京の庶民信仰』三弥井書房、一九九六年、初出一九九〇年)
- 永島大輝「城郭と怪異譚―謡曲禁忌を中心に―」(『群馬文化』三四五、二〇二二年)
- 中島圭一「土地の記憶とその由来」(『ぶい&ぶい』二二、二〇一一年)
- 長塚孝「鎌倉御所に関する基礎的考察」(広瀬良弘編『禅と地域社会』吉川弘文館、二〇〇九年)
- 中司健一「山口大神宮勧請・造営に見る大内氏の財政」(『日本歴史』七六〇、二〇一一年)
- 中西用康「妙見伝説」(『妙見信仰の史的研究』相模書房、二〇〇八年)
- 中根千絵「駿府城―謡の呪いと狐、狸、封の怪―」(二本松康宏ほか編『城郭の怪異』三弥井書店、二〇二一年)
- 中野光浩「諸国東照宮の勧請と造営―長州藩と秋田藩を中心に―」(『諸国東照宮の史的研究』名著刊行会、二〇〇八年)
- 羽賀祥二「風土記・図会の編纂と歴史意識」(『史蹟論』名古屋大学出版会、一九九八年、初出一九九四年)
- 埴岡真弓「姫路城刑部姫伝説の成立と展開」(『播磨学研究』五、一九九九年)
- 林進「謡曲が呼ぶ幽霊の話―伝説を訪ねて―」(『林進遺文集』同刊行会、一九六八年、初出一九五一年)
- 原淳一郎「鎌倉の再発見と歴史認識・懷古主義」(『近世寺社参詣の研究』思文閣出版、二〇〇七年、初出二〇〇五年)
- 原八千代「江戸の実用書『小謡本』の編集」(『出版研究』五二、二〇二二年)
- 原田香織「謡曲『采女』試論」(『東洋学研究』六一、二〇二四年)
- 久野修義「日本中世の寺院と戦争」(『戦争と平和の中近世史』青木書店、二〇〇一年)
- 平川南「古代の内神」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九二年)
- 福田誠「まとも」(『大倉幕府跡(No. 253)発掘調査報告書 鎌倉市雪ノ下三丁目693番1地点』博通、二〇一三年A)
- 福田誠「まとも」(『大倉幕府跡(No. 253)発掘調査報告書 鎌倉市雪ノ下三丁目694番18地点』博通、二〇一三年B)
- 藤井崇「義興の時代」(『大内義興』戎光祥出版、二〇一四年)
- 藤木久志「鎌倉の祇園会と町衆」(『戦国の村を行く』朝日新聞社、一九九七年、初出一九九三年)
- 堀田吉雄「産育神としての山の神」(『山の神信仰の研究 増補改訂版』光書房、一九八〇年)
- 前田稔晴「名工三池典太」(『日本刀物語』九大日本刀研究会、一九三五年)
- 真木隆行「大内氏と寺社」(伊藤幸司編『室町戦国日本の覇者 大内氏の世界をさぐる』勉誠出版、二〇一九年)
- 松井章「古代・中世の村落における動物祭祀」(『動物考古学論』新泉社、二〇二一年、初出一九九五年)
- 松尾剛次「鎌倉祇園会をみる」(『中世都市鎌倉の風景』吉川弘文館、一九九三年、初出同年)
- 松尾剛次「足利氏の事例」(『中世都市鎌倉を歩く』中央公論社、一九九七年)
- 松岡利夫ほか『日本の伝説三五 山口の伝説』(角川書店、一九七九年)
- 松平春嶽「朝倉の事」(『松平春嶽全集一』三秀社、一九三九年)
- 松原信之「戦国村一乗谷」(『朝倉氏と戦国期一乗谷』福井県郷土誌懇談会、一九七八年A)
- 松原信之「禅宗と朝倉氏」(『朝倉氏と戦国期一乗谷』福井県郷土誌懇談会、一九七八年B)
- 馬淵和雄「大倉幕府」考―位置の検証を中心に―(『鎌倉』二八・二九、二〇二〇年)
- 三浦正幸「本殿の内部空間的特質」(『悠久』一四二、二〇一五年)
- 御園生翁甫「築山館」(『防長地名淵鑑増補』マツノ書店、一九七四年A)
- 御園生翁甫「築山神社」(『防長地名淵鑑増補』マツノ書店、一九七四年B)

- 御蘭生翁甫「飛松」(『防長地名淵鑑 増補』マツノ書店、一九七四年C)
- 三村講介「中世後期における大内氏の直轄領」(『九州史学』一三六、二〇〇三年)
- 三谷栄一「日本文学に於ける戌亥の隅の信仰」(『日本文学の民俗学的研究』有精堂出版、一九六〇年、初出一九五六年)
- 宮田登『生き神信仰』(塙書房、一九七〇年)
- 宮永一美「一乗谷の歴史的地名―新出の一乗谷古絵図をもとに―」(『地名と風土』一六、二〇二三年)
- 宮本常一ほか編『日本の民俗 山口』(第一法規出版、一九七四年)
- 本木靖久「墓と樹木の一考察―墓上植樹と梢付塔婆をめぐる―」(『宗教民俗研究』一四・一五、二〇〇六年)
- 百田昌夫「十五世紀後半の周防守護所―二つの会席・二つの郭をめぐる―」(『山口県史研究』三、一九九五年)
- 森隆男「屋敷神祭祀の背景」(『住居空間の祭祀と儀礼』岩田書院、一九九六年)
- 森下徹「近世の山口町と市」(『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年)
- 八木康幸「村境の象徴論的意味」(小松和彦編『怪異の民俗学八境界』河出書房新社、二〇〇一年)
- 山口県教育委員会「築山神社拝殿・本殿」(『山口県の近世社寺建築―近世社寺建築緊急調査報告書―』同会、一九八〇年)
- 山口県教育委員会「大内氏築山跡」(『山口県中世城館遺跡総合調査報告書 周防国編』山口県教育委員会、二〇一八年)
- 山口市教育委員会編『鷺の舞』(同委員会、一九八一年)
- 山崎藍「日本の古典文学における井戸描写概説」(『中国古典文学に描かれた厠・井戸・簀―民俗学的視点に基づく考察―』勉誠出版、二〇二〇年)
- 山下聡一「近世山口祇園会の成立と民衆」(『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年)
- 山下孝司「城館と竹木」(『戦国期の城と地域』岩田書院、二〇一四年、初出二〇一一年)
- 山下孝司「躑躅が崎館における武田氏滅亡後段階の虎口」(『甲斐』一四六、二〇一八年)
- 柳田国男「馬蹄石」(『定本柳田国男集 二七』筑摩書房、一九七〇年、初出一九一四年)
- 柳田国男「橋姫」(『定本柳田国男集 五』筑摩書房、一九六八年、初出一九一八年)
- 柳田国男「人を神に祀る風習」(『定本柳田国男集 一〇』筑摩書房、一九六九年、初出一九二六年A)
- 柳田国男「争ひの樹と榎樹」(『定本柳田国男集 一一』筑摩書房、一九六九年、初出一九二六年B)
- 柳田国男「山島民語集」(関敬吾ほか編『増補山島民語集』平凡社、一九六九年A)
- 柳田国男「衢の神」(関敬吾ほか編『増補 山島民語集』平凡社、一九六九年B)
- 山田岳晴「神社建築の概要」(『神をまつる神社建築―玉殿の起源と発展―』弘文堂、二〇一八年、初出二〇一五年)
- 山田貴司「大内氏の「別奉行」―周防国氷上山興隆寺の場合―」(『七隈史学』三、二〇〇二年)
- 山田貴司「中世後期の地域権力による武士の神格化―大内教弘の神格化と「大明神」号の獲得―」(『中世後期武家官位論』戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇八年)
- 山村亜希「西国の中世都市の変遷過程―周防山口の空間構造と大内氏―」(『中世都市の空間構造』吉川弘文館、二〇〇九年、初出一九九九年)
- 横田冬彦「城郭と権威」(『岩波講座日本通史 一一』岩波書店、一九九三年)
- 吉田ゆり子「甲府城の築城過程―躑躅ヶ崎館から甲府城へ―」(『東京外国語大学論集』一〇三、二〇二二年)
- 吉田竜司「役としての祭り」から「市としての祭り」へ―「役」としての近世山口祇園会―」(『龍谷大学社会学部紀要』五七、二〇二〇年)
- 吉松高敏「地名民俗学事始め―地名研究の民俗学的着地点 地名から民俗学はできるのか―」(『金大考古』七五、二〇一七年)
- 米原正義「周防大内氏の文芸」(『戦国武士と文芸の研究』桜楓社、一九七六年)
- 鷲尾星児「禁じられた謡曲」(『観世』六一―一一、一九九四年)
- 渡辺世祐監修『毛利輝元卿伝』(マツノ書店、一九八二年)

『大内家築山館をめぐる諸問題 —施設廃絶後のあり方を中心として—

渡 辺 滋

中世後期に大内家が拠点を構えた周防国山口の築山館が、同家の滅亡後にどのような状況に至ったかについて、中世後期から近世にかけての諸史料を利用して復原する。あわせて中世における類似の事例（武家屋敷）も対象に比較することで、その特徴を析出する。

キーワード：大内家・築山館・守護館・屋敷神・怪談・謡曲・井戸

Issues surrounding the Ouchi Tsukiyama Residence: Focusing on the future of the facility af-ter its closure

WATANABE Shigeru

Using various historical materials from the late Middle Ages to the early modern period, we will reconstruct the state of Tsukiyama-tate in Yamaguchi, Suo Province, where the Ouchi clan established their base in the late Middle Ages, after the demise of the clan, and extract its characteristics by comparing it with similar examples (samurai residences) from the Middle Ages.

Keyword : Ouchi Family, Tsukiyama-Yakata ,Syugo-Yakata, House Spirit, Ghost Stories, Noh Plays, Well